

鶴ヶ島市

令和元年度 環境報告書



生活環境課
令和2年6月



目次

はじめに	1
1.本書の位置づけ	1
2.環境基本計画の概要	1
令和元年度取組実績	2
I 計画目標の取組実績	2
1.水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる	3
2.地球環境とすべての生命を守るまちをつくる	6
3.安心して暮らせるまちをつくる	9
4.人の交流の豊かなまちをつくる	14
II 施策の取組実績	18
1.水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる	19
2.地球環境とすべての生命を守るまちをつくる	24
3.安心して暮らせるまちをつくる	30
4.人の交流の豊かなまちをつくる	41
令和2年度取組計画	48
III 計画目標の取組計画	48
1.水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる	49
2.地球環境とすべての生命を守るまちをつくる	50
3.安心して暮らせるまちをつくる	51
4.人の交流の豊かなまちをつくる	52
IV 施策の取組計画	54
1.水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる	54
2.地球環境とすべての生命を守るまちをつくる	57
3.安心して暮らせるまちをつくる	62
4.人の交流の豊かなまちをつくる	65
資料	69
1.市の概要	69
(1) 位置及び面積	69
(2) 人口・世帯数の推移	69
(3) 地目別土地面積	70
(4) 都市計画用途地域別面積	70
(5) 自然	70
2.公害等に関わる基準等	73

目次

(1) 大気	73
(2) 水質	74
(3) 騒音・振動	76
(4) 地盤沈下	82
(5) 悪臭	83

はじめに

はじめに

1. 本書の位置づけ

本書は、本市の環境の状況や環境の保全と創造について講じた施策に関する報告書です。

また、各施策は、「第2期鶴ヶ島市環境基本計画」に基づき実施しています。

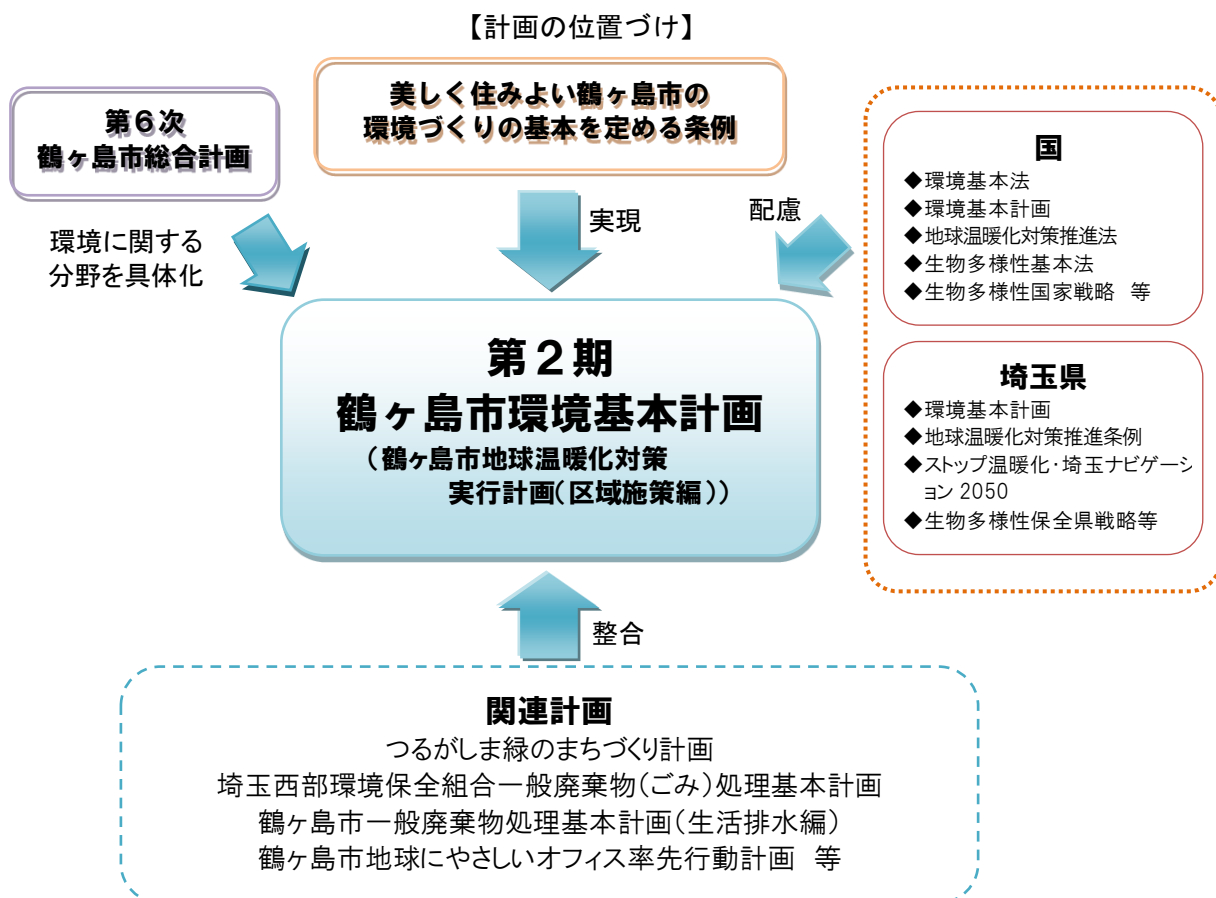
本書は、「美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例」において、毎年発行することとされており、環境審議会では施策の評価・検証を行います。

2. 環境基本計画の概要

平成24年度に策定した「第2期鶴ヶ島市環境基本計画」は、美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例第8条の規定に基づくもので、「第5次鶴ヶ島市総合計画」に掲げる市の将来像を環境面から実現するために、環境の保全と創造についての長期的な目標と施策を定めました。

また、令和元年度に策定された「第6次鶴ヶ島市総合計画」においてもその理念は継承されています。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、「鶴ヶ島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけています。



令和元年度取組実績

I 計画目標の取組実績

令和元年度取組実績

I 計画目標の取組実績

平成34年度（令和4年度）を目標とする計画に対する令和元年度の実績を以下に記します。

計画目標と実績一覧

基本目標	計画目標 (令和4年度)		実績 (令和元年度)
水と緑に育まれた いのち 生命みちあふれる まちをつくる	緑地率	28.0% 71.0 m ² /人	24.1% 60.9 m ² /人
	樹林地面積	67.0ha 9.6 m ² /人	23.23ha 3.3 m ² /人
	都市公園面積	74.0ha 8.0 m ² /人	28.2 ha 4.0 m ² /人
地球環境と すべての生命を いのち 守るまちをつくる	二酸化炭素排出量	240,000t-CO ₂	288,300t-CO ₂ (平成28年度)
	市民1人1日当たりのごみ排出量	810g	808g
	「つるバス」、「つるワゴン」の 年間延利用者数	359,000 人	338,454 人
安心して暮らせる まちをつくる	大気環境基準達成		達成
	土壌環境基準達成		達成
	河川の水質環境基準達成	pH	達成
		BOD	一部未達成
		SS	達成
		DO	達成
	地下水環境基準達成		一部未達成
	騒音・振動環境基準達成		一部未達成
人の交流の豊かな まちをつくる	環境ボランティア参加者数	45,000 人	32,906 人
	環境月間・地球温暖化防止月間等の 啓発展示の参加団体数	35 団体	28 団体

I 計画目標の取組実績

1. 水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる

1. 水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる

(1) 緑地率

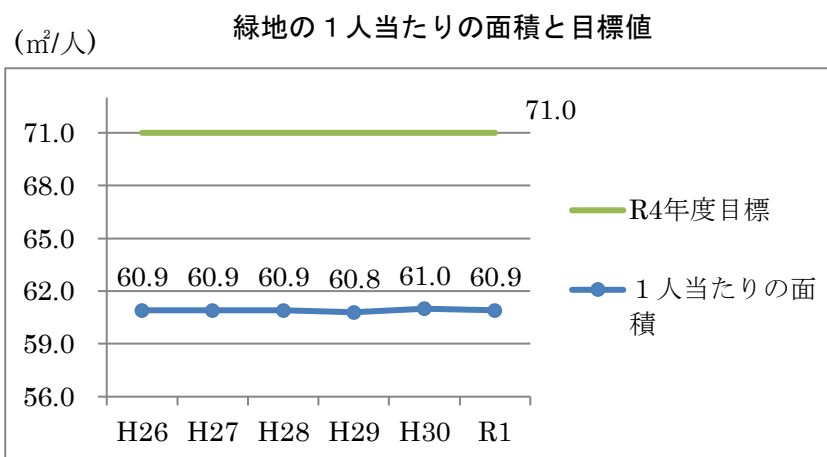
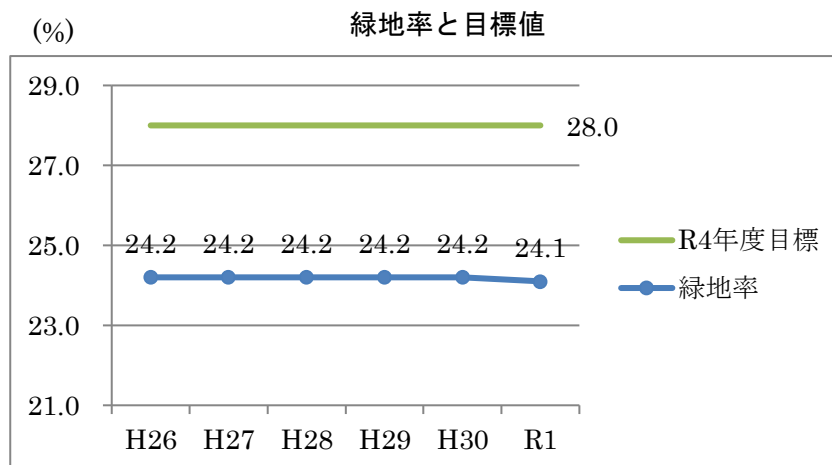
都市計画課

この目標数値は、平成9年度策定「つるがしま緑のまちづくり計画」に基づくもので、都市公園及び法律や条例によって継続的な保全措置が取られている緑を「緑地」としています。緑地には、都市公園、その他の施設緑地（消費者農園・教育施設など）、農業振興地域の農用地、その他の地域制緑地（ふるさとの森・生産緑地など）があります。この「緑地」が市全域に占める割合を「緑地率」と定義しています。

目標値：28.0% 71.0㎡/人

実績：24.1% 60.9㎡/人

これまでの推移：



評価・課題：

緑地については、減少傾向にあります。農地の減少などにより割合が0.1%減少しています。今後も農地の減少は続くと考えられるため、目標の28%との開きは進むと考えられます。新たに緑地を整備することは現実的ではないため、優良な農地の保全、未整備公園を計画的に整備する等、緑地の急激な減少を抑えていきます。

(2) 樹林地面積

都市計画課

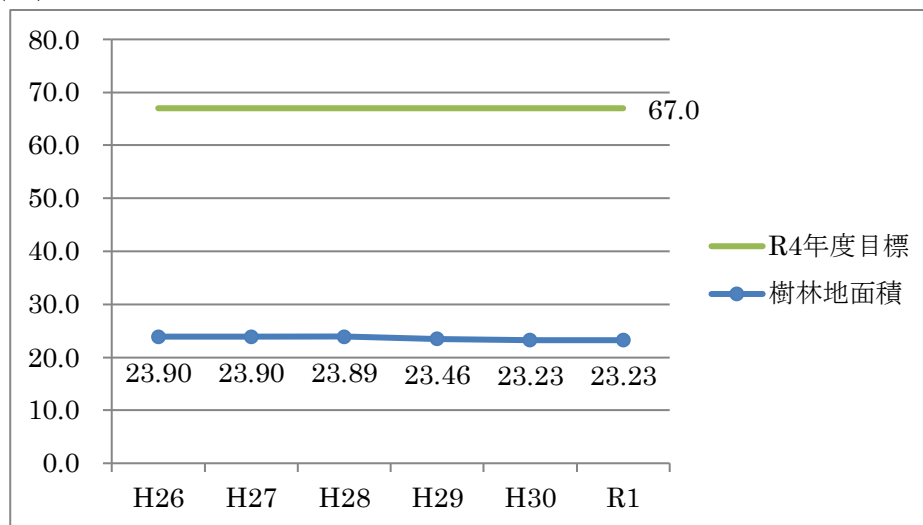
この目標数値は、平成9年度策定「つるがしま緑のまちづくり計画」に基づくもので、樹林地を「市域における雑木林・屋敷林など」と定義しています。なお、数値は「ふるさとの緑の景観地」、「市民の森」制度など、緑を守る施策により指定された樹林地面積に基づくものです。

目標値：67.0ha 9.6㎡/人

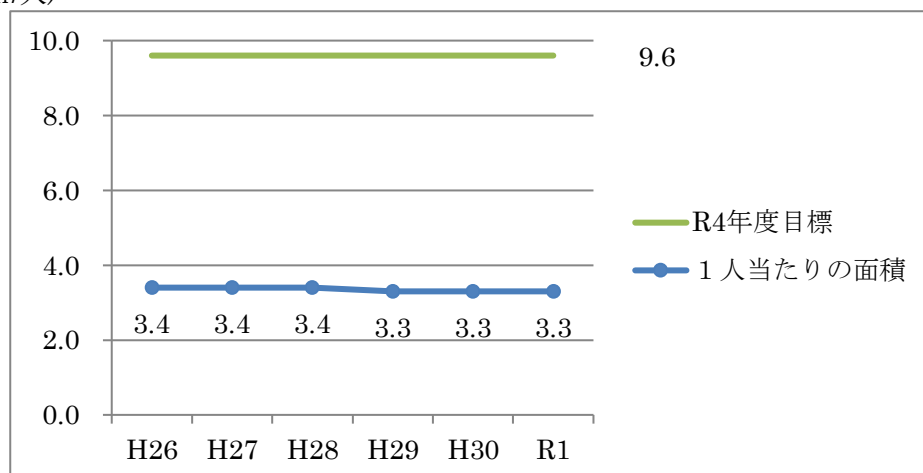
実績：23.23ha 3.3㎡/人

これまでの推移：

(ha) 樹林地面積と目標値



(㎡/人) 樹林地の1人当たりの面積と目標値



評価・課題：

樹林地については、減少傾向にあります。現状地は23.23haであり、目標値の67.0ha（2.88倍）との開きが進むと考えられます。山林等の所有者の協力や理解を得られるように引き続き調整を進めていきます。また、山林等の維持管理に市民や環境ボランティアの協力が必要となっています。今後は、「市民の森」のあり方について検討していきます。

(3) 都市公園面積

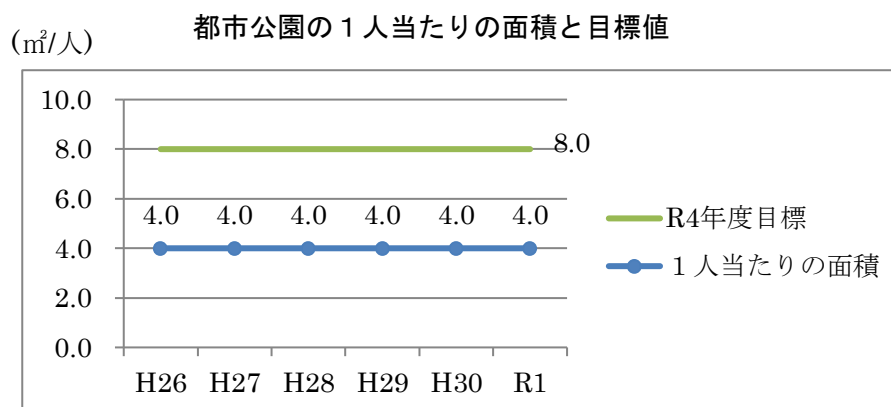
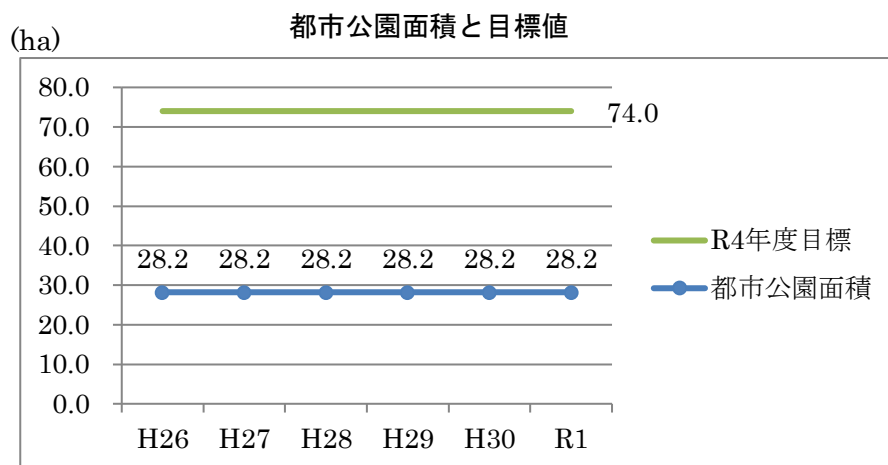
都市計画課

都市公園面積の整備目標数値は、平成9年度策定「つるがしま緑のまちづくり計画」に基づくものです。都市公園は、都市におけるオープンスペースの中心的な存在であり、緑豊かで良好な環境の創出、スポーツをはじめとするレクリエーション活動の場、都市における防災機能など様々な機能を持った重要な役割を果たしています。

目標値：74.0ha 8.0㎡/人

実績：28.2ha 4.0㎡/人

これまでの推移：



評価・課題：

土地区画整理事業等で確保された公園予定地（14,888平方メートル）の整備が完了しても、29.7haである。公園については、令和2年3月に作成した公園整備方針に基づき計画的に整備を進めます。また、埼玉県農業大学校の跡地の土地区画整理事業により整備された公園（調整池）、緑地が令和2年度に移管されるため、公園面積の増加が見込まれます。

2. 地球環境とすべての生命を守るまちをつくる

(1) 二酸化炭素排出量

生活環境課

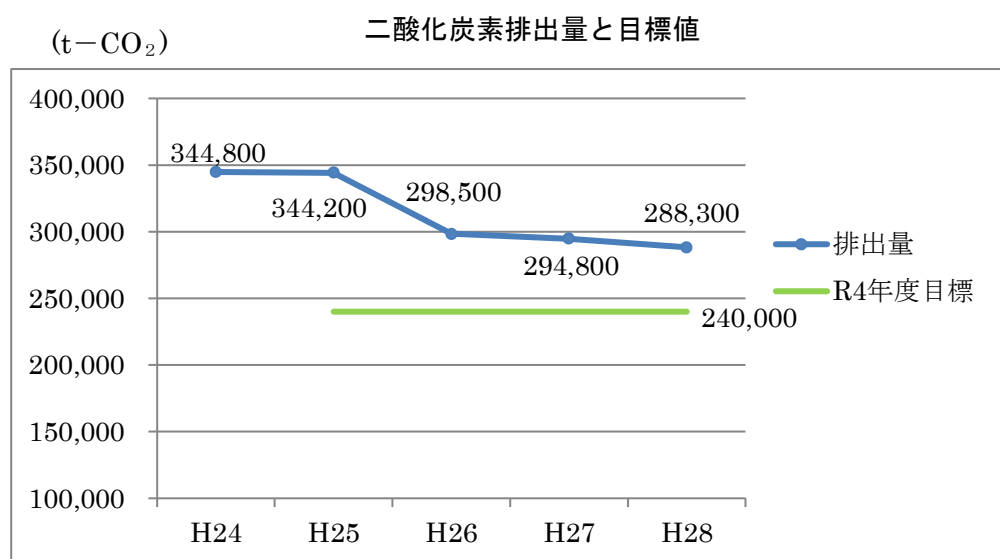
温室効果を持つと言われている二酸化炭素について、市内における排出量の削減を目指します。

※排出量は、埼玉県が発行する「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書」の数値を使用します。発行は、当該年度より遅れるため、平成28年度までの数値となります。

目標値：240,000 t-CO₂

実績：288,300 t-CO₂

これまでの推移：



評価・課題：

平成23年3月に発生した東日本大震災により、国内の原子力発電所が停止し、それに代わり火力発電所の稼働が増加した結果、CO₂排出量は増加しています。

CO₂の排出削減に向けては、一人ひとりが身近な生活や事業活動を見直し、省資源や省エネルギー、環境に負荷をかけない心掛けなど、エネルギー消費に関わる設備を高効率なものに更新することが重要です。

※県の二酸化炭素排出量算定方法

環境省「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」に記載されている方法を参考として推計（「活動量」×「排出係数」）。

(2) 市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量

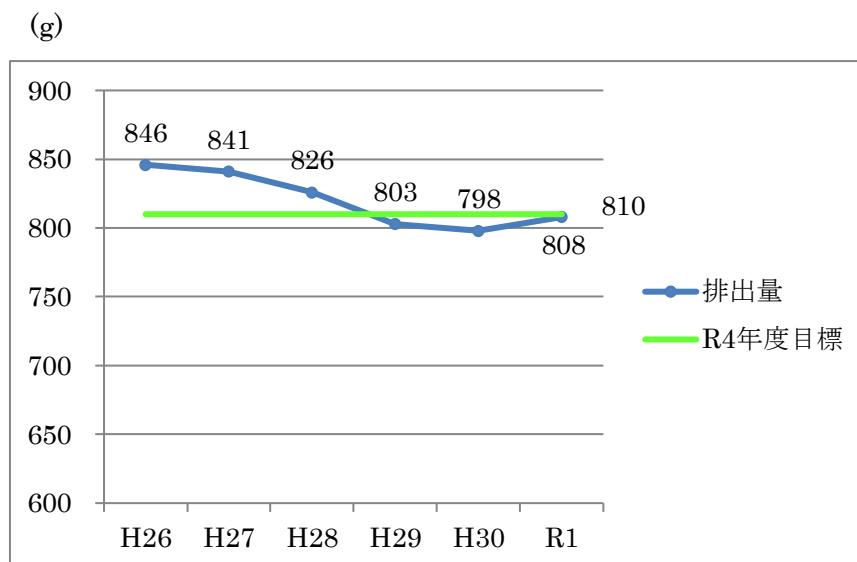
生活環境課

この数値は、市民 1 人が 1 日当たり排出する、収集ごみ量（資源ごみを含む）及び直接搬入量、集団資源回収量の合算をあらわすものです。従来から取り組んできたごみの減量の推進、資源分別回収のさらなる周知徹底による資源化・再生化の促進など、市民・事業者・市の連携による積極的な取組を進め、さらにごみの排出量の削減を図ります。また、生ごみについては、堆肥化とともに土壌化などの有効利用を図り、水分含量の多いものは水切りや乾燥することを徹底し、ごみの減量を図ります。

目標値：810 g

実績：808 g（速報値）

これまでの推移：



評価・課題：

ごみの減量に関する市民意識の向上や、ごみの分別の徹底が図られたこと、民間リサイクルショップ、ネットフリマ等の活用が進んだことなどにより、ごみの排出量削減が進められてきました。また、平成19年度からの粗大ごみの収集料金や家庭ごみの持ち込み処分手数料の改定、リサイクルガイドブックの発行等により、ごみの排出量削減が進められてきました。令和元年度においては、市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、前年度と比較すると 6 g の増加となりました。

令和元年度におけるごみ減量に向けた啓発の取組は、資源分別回収の周知、プラスチックスマートへの参加、エコバッグ・マイバッグの奨励、親子工作教室の開催などによる、エコ鶴市民の会による市民提案協働事業「おうち de キューロ」普及事業の支援などを行いました。

今後は、さらなるごみの分別の徹底や、ごみの減量と資源の再利用に向けた 5 R（リフューズ・リデュース・リユース・リペアー・リサイクル）を推進するとともに、より一層の普及啓発が必要となっています。

令和元年度取組実績

I 計画目標の取組実績

2.地球環境とすべての生命を守るまちをつくる

(3)「つるバス」、「つるワゴン」の年間延利用者数

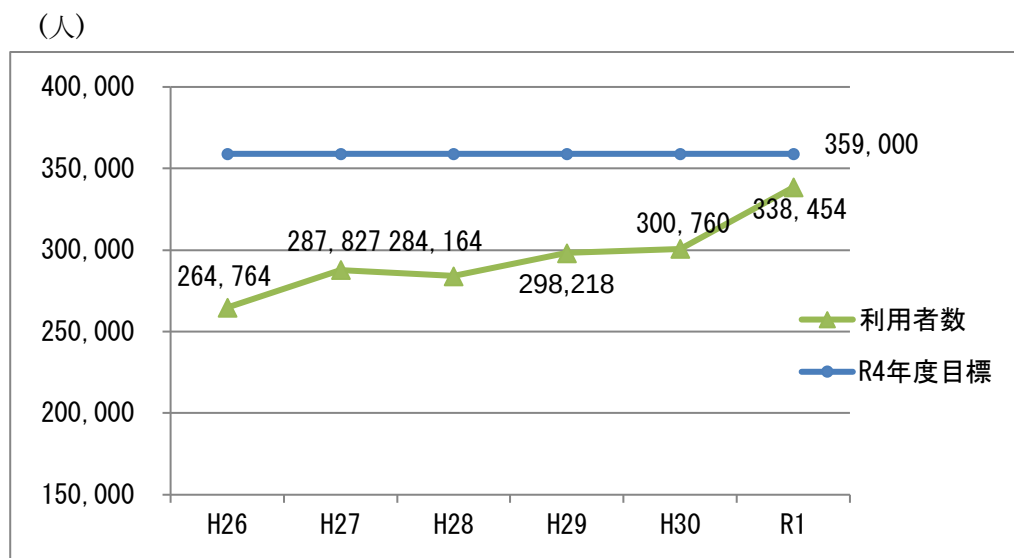
都市計画課

地球温暖化の主な原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を抑制するため、自家用車の利用を極力減らし、身近な交通手段である公共交通機関（つるバス・つるワゴン）の利用を促進します。

目標値：359,000人

実績：338,454人

これまでの推移：



評価・課題：

つるバス・つるワゴンは令和元年度に338,454人の利用者があり、平成30年度と比べると、37,694人の増となった。令和元年6月に、運行環境の変化や改善要望に合わせて、ルート・ダイヤの見直しを行ったことにより、利用者が増加したものと考えられます。

今後も、利用者数がさらに増加するよう利便性の向上に取り組んでいきます。

3. 安心して暮らせるまちをつくる

(1) 大気環境基準達成

生活環境課

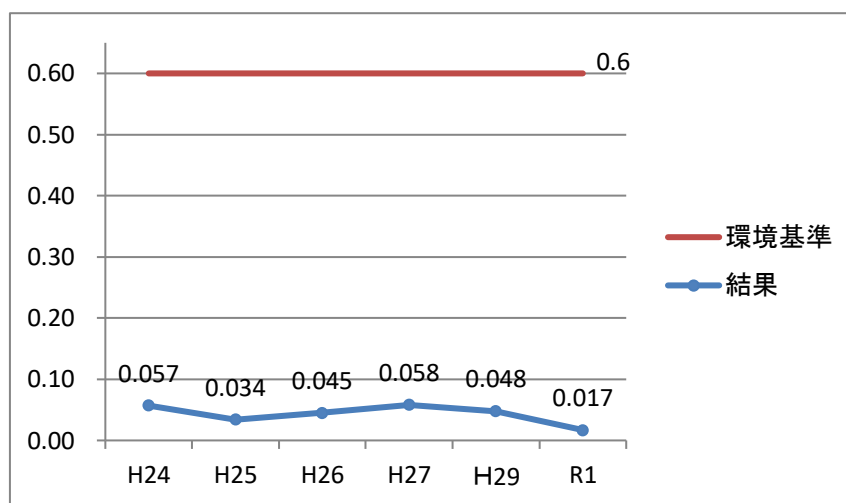
大気中のダイオキシン類の濃度を測定しました。

目標値：0.6 pg-TEQ/m³以下

実績：0.017 pg-TEQ/m³

これまでの推移：

(pg-TEQ/m³)



評価・課題：

環境基準を下回っています。引き続き、大気汚染状況について、監視を続けていきます。

ダイオキシン類の環境調査は平成28年度より大気汚染調査と交互に、隔年で実施しています。

(2) 土壌（ダイオキシン類）の環境基準達成

生活環境課

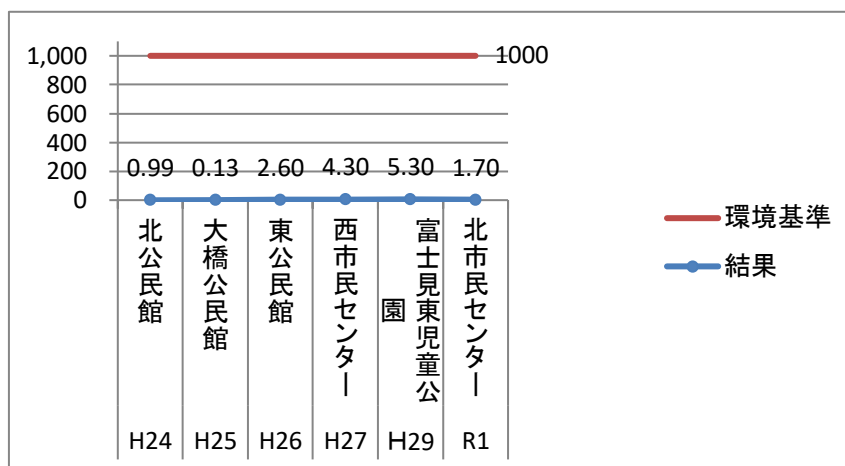
市内の公共施設 1 地点において、土壌中のダイオキシン類の濃度を測定しました。

目標値：ダイオキシン類 1,000 pg-TEQ/g 以下

実績：1.70 pg-TEQ/g

これまでの推移：

(pg-TEQ/g)



評価・課題：

環境基準を下回っています。

引き続き、土壌汚染状況について、監視を続けていきます。

ダイオキシン類の環境調査は平成28年度より大気汚染調査と交互に隔年で実施しています。

(3) 河川の水質基準達成

生活環境課

飯盛川・大谷川（7地点）で水質汚濁調査を実施しました。

市内を流れる飯盛川・大谷川については、河川法で規定する河川ではないため、環境基準の類型指定の該当はありません。

そのため、両河川の流出先である越辺川の環境基準である「B類型」に照らし合わせ分析を行っています。

目標値：環境基準の達成

pH 6.5以上8.5以下 BOD 3mg/L以下
SS 25mg/L以下 DO 5mg/L以上

実績：6月17日

	飯盛川 本流		飯盛川 支流	大谷川 本流	大谷川支流			環境 基準
	池尻池 上	栄橋 上	雷電池児 童公園下	圏央道 側道	五味ヶ谷 合流前	大橋市民セ ンター前	広田橋 下	
pH	7.8	7.5	7.2	7.8	7.4	7.1	7.5	6.5～8.5
BOD	1.6	1.1	1.2	2.9	2.2	7.0	0.8	3以下
SS	4	5	3	21	21	17	2	25以下
DO	8.0	8.2	8.6	5.6	7.4	5.4	10.0	5以上

※網掛けは環境基準不適合

評価・課題：

水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）は、1地点で越辺川の環境基準に適合していませんでした。大橋市民センター前の水質は、排水が影響している可能性が高く、生活雑排水等の影響が懸念されることから、浄化槽設置及び適正管理に努めていきます。

(4) 地下水の環境基準達成

生活環境課

市内3地点で地下水の調査を実施しました。

目標値：環境基準の達成

実績：6月24日実施

	高倉地内	脚折地内	上広谷地内	環境基準
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
全シアン	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.01 以下
六価クロム	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
ヒ素	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 以下
アルキル水銀	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
PCB	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
四塩化炭素	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
クロロエチレン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
チウラム	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下
シマジン	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
チオベンカルブ	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
ベンゼン	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
セレン	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6.1	12	7.8	10 以下
ふっ素	0.09	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下
ほう素	0.1	0.1 未満	0.1 未満	1 以下
1,4-ジオキサン	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下

評価・課題：

1 地点で環境基準に適合していませんでした。脚折地内の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、肥料等の原因が推測されます。

(5) 騒音・振動の環境基準等達成

生活環境課

市内主要道路 11 地点で自動車交通騒音レベルの調査、2 地点で道路交通振動レベルの調査を実施しました。

目標値：騒音 昼：高速国道・国道・県道 70 dB 以下 ／ 市道 65 dB 以下

夜：高速国道・国道・県道 65 dB 以下 ／ 市道 60 dB 以下

振動 昼：65 dB 夜：60 dB

実績：11月21～22日実施

※網掛けは環境基準不適合

No.	場所		時間帯	騒音		振動	
				結果	基準	結果	基準
1	関越自動車道	脚折	昼	63	70		
			夜	59	65		
2		南町	昼	60	70		
			夜	56	65		
3	県道川越越生線	下新田	昼	67	70		
			夜	61	65		
4		太田ヶ谷	昼	68	70		
			夜	63	65		
5	市道 547-2 号線	三ツ木	昼	63	65	48	65
			夜	58	60	37	60
6	県道川越坂戸毛呂山線	五味ヶ谷	昼	66	70		
			夜	63	65		
7	国道 407 号	三ツ木	昼	69	70		
			夜	68	65		
8		高倉	昼	66	70	51	65
			夜	65	65	49	60
9	首都圏中央連絡自動車道	上広谷	昼	58	70		
			夜	55	65		
10	県道川越坂戸毛呂山線	五味ヶ谷	昼	66	70		
			夜	61	65		
11	市道 758 号線	藤金	昼	57	65		
			夜	51	60		

評価・課題：

自動車交通騒音レベルは、1 地点を除き、環境基準を達成しています。道路交通振動レベルは、全 2 地点で要請限度に適合しています。

※国道 407 号（三ツ木）夜の騒音については、夜間の大型車の交通量が多い傾向によるものと推測されます。

4. 人の交流の豊かなまちをつくる

(1) 環境ボランティア参加者数

関係課

本市では、「きれいなまちづくり運動」、「花とみどりのまちづくり推進事業」、「道路・水辺のサポート事業」など、市民・事業者・市が協働し、さまざまな環境保全活動を推進しています。

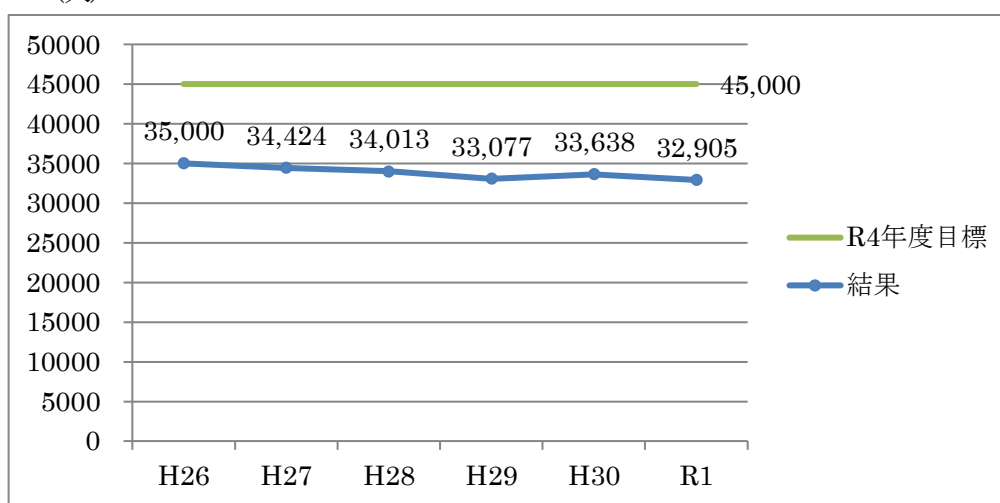
今後、多くの人々がこうした活動に参加し、環境に配慮した実践的な活動につなげていく必要があります。

目標値：45,000人

実績：32,905人

これまでの推移：

(人)



内訳

事業などへの参加者数

活動	所管	人数	合計
きれいなまちづくり運動（推計）	生活環境課	27,278 人	32,249 人
大谷川クリーン大作戦		54 人	
花とみどりのまちづくり運動	都市計画課	7 人	
道路・水辺のサポート事業	道路建設課	4,812 人	
違反簡易広告物除却作業		4 人	
水土里（みどり）のふるさと推進事業	農業交流センター	94 人	

環境活動団体等登録者数

団体名	所管	人数	合計
地域環境美化推進員	生活環境課	121 人	656 人
エコ鶴市民の会		30 人	
つるがしま緑のカーテン市民実行委員会		15 人	
鶴ヶ島の自然を守る会		50 人	
大谷川源流の会		20 人	
公園サポート事業登録者数	都市計画課	420 人	

評価・課題：

○きれいなまちづくり運動（生活環境課）

市民・事業者・市の協働により、年2回の一斉清掃活動を実施し、良好な環境の保持に努めました。
今後も地域環境の美化、環境意識の醸成と市民参加の推進から、多くの市民や自治会、団体、事業所等に参加を呼びかけます。

○地域環境美化推進員（生活環境課）

身近な環境を保全し、豊かで住み良い生活環境を実現するため、きれいなまちづくりの輪を広げていく活動を実施しています。

今後も地域の環境美化活動の推進と、ごみの減量・資源化を図るための啓発活動等を実施していきます。

○大谷川クリーン大作戦（生活環境課）

藤金地区、五味ヶ谷地区、太田ヶ谷地区の市内3箇所では清掃活動を実施しました。

第1会場 藤金地区 旧給食センター上下流 約300m

第2会場 五味ヶ谷地区 東市民センター北側水路 約400m

第3会場 太田ヶ谷地区 関越自動車道から南中学校までの水路

川の中や周辺に繁茂した植物を刈り取り、除去しながらゴミの回収活動を行いました。今後も、継続した活動が必要となります。

○エコ鶴市民の会（生活環境課）

ごみの減量化をはじめ、地球にやさしい暮らし方や資源循環に関する事業を行っています。自治会等の協力を得ながら生ごみの堆肥化等に取り組みました。

○つるがしま緑のカーテン市民実行委員会

「つるがしま緑のカーテン展覧会」を開催し、地球温暖化防止対策のひとつでもある緑のカーテンの普及促進に努めています。

○鶴ヶ島の自然を守る会

将来の子どもたちのために、自分自身のために、少しでも多くの自然を残すために活動しています。

○大谷川源流の会

鶴ヶ島のふるさと景観を形づくる大谷川の水源を中心とした水辺環境を保全し、緑と生きものを育む、豊かな水辺環境をつくることを目的に活動しています。

○道路・水辺のサポート事業（道路建設課）

平成18年度からスタートした市民ボランティアによる「鶴ヶ島市道路・水辺のサポート」団体等の登録は、令和元年度末現在で11団体、215人となっています。

登録団体は、ボランティア団体、会社、地域グループ、個人等で構成され、平成19年度からは自治会の登録があり、地域ぐるみの活動となっています。

最近では、道路の植樹枠や残地等を利用して花植え等を行っていただける団体が増え、その活動が新たな参加者へのPRとなっています。

また、制度に登録しないで、自発的に美化・清掃活動を行っている個人、企業が見受けられますので、この制度を有効活用してもらえよう今後も引続き、道路・水辺の美化（花植え等）・清掃活動や愛護心の啓発に努め、活動状況などを広報誌、市ホームページ等にて紹介し、啓発活動に努めていきます。

○違反簡易広告物除却作業（道路建設課）

鶴ヶ島市違反簡易広告物除却推進員制度を平成17年度にスタートして、10年以上が経過し

ました。開始当初は、違反広告物が道路上の電柱等を目立って貼られていましたが、市民ボランティア（除却推進員）をはじめ市職員（月曜日を除却日と定める）による除却作業により、その数も減少傾向です。以前は多く見られた、青少年に有害なはり紙、立て看板等は激減し、最近是不動産関係のはり札が中心となっています。中には、三角コーンにはり札を付け道路上に置く悪質な行為も見受けられましたので、パトロールを強化し、より迅速な対応を図ります。

○花とみどりのまちづくり推進事業（都市計画課）

公園等に植えられた花々は来園者の方々の目を楽しませ、花を通じての市民の憩いの場となっています。

○公園サポート制度運営事業（都市計画課）

公園サポート団体による、自主・自発的な公園の清掃、除草、花植え活動により、公園等の良好な維持管理を進めてきました。市民との協働による公園等の管理を進めます。

○水土里（みどり）のふるさと推進事業（産業振興課）

・飯盛川周辺景観維持管理活動

地域住民を中心とした維持管理活動を継続して行うとともに、市外からボランティアを呼び込み、市民と協働による維持管理活動を実施しました。

令和元年度取組実績

I 計画目標の取組実績

4.人の交流の豊かなまちをつくる

(2) 環境月間・地球温暖化防止月間等の啓発展示の参加団体数

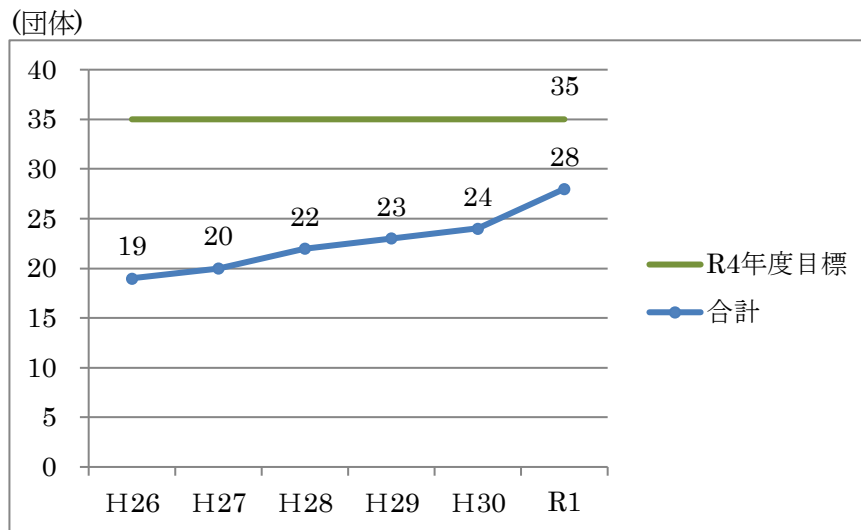
生活環境課

6月3日から14日と12月9日から18日に市役所ロビーにおいて、環境啓発展示を実施しました。市の取組だけでなく、市民、市民団体、事業者とも協働し、様々な取組を展示しました。

目標値：35団体

実績：28団体

これまでの推移：



評価・課題：

目標の達成に向け、新たな団体への参加の働きかけが重要です。また、展示が市民に注目され、本事業の効果を高められるよう工夫をしていきます。

Ⅱ 施策の取組実績

施策体系

基本目標	まちづくりの目標	取組目標
1 水と緑に育 まれた ^{いのち} 生命 みちあふれ るまちをつ くる	1 自然の生態系を守り 次世代へ引き継ぐ	1 水辺の自然を守る
		2 樹林地を守る
		3 自然の生態系を守る
	2 里山の自然を活かした ふるさとをつくる	1 里山の自然を守る
		2 新たなふるさとをつくる
	3 緑の豊かなまちをつくる	1 緑あふれるまちをつくる
2 地球環境と すべての ^{いのち} 生命を守る まちをつく る	1 地球温暖化防止・エネルギ ーの有効活用に努める	1 省エネルギーの取組を推進する
		2 自動車からのCO ₂ 排出量を削減する
		3 再生可能エネルギーの有効活用を図る
	2 資源の循環を推進する	1 ごみの減量化（リデュース・リフューズ）を 推進する
		2 リサイクル・リユース・リペアーを推進する
		3 資源の循環利用を促進する
3 安心して暮 らせるまち をつくる	1 安全で健康な暮らしを 実践するまちをつくる	1 水路の水質改善に努める
		2 大気汚染・騒音・振動等を防止する
		3 放射性物質による環境汚染を防止する
	2 環境問題への広域的な 取組を推進する	1 近隣自治体との連携を推進する
4 人の交流の 豊かなまち をつくる	1 身近な環境を考える 市民が育つまちをつくる	1 環境学習の充実を図る
		2 地域環境を守り、創造する
	2 交流・参加の仕組みを つくる	1 個人や団体が参加する仕組みをつくる
		2 人の交流・ネットワークをつくる

1. 水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる

1－1.自然の生態系を守り次世代へ引き継ぐ

取組目標

- 1.水辺の自然を守る
- 2.樹林地を守る
- 3.自然の生態系を守る

水土里（みどり）のふるさと推進事業

所管	産業振興課	予算額	402千円
		決算額	402千円
内容	鶴ヶ島市ふるさと郷(むら)構想に基づき、市民協働の手法により事業を実施します。 ○景観形成・イベントプロジェクト（飯盛川周辺） ・菜の花、アヤメ、コスモス、彼岸花の植栽管理 ・畑、道路、水路の草刈り・泥上げ・ごみ拾い ・高倉菜の花まつりの実施 ○川プロジェクト ・親子向けイベント（生き物探し）の実施		
評価 ・ 課題	○飯盛川周辺景観維持管理活動 地域住民を中心とした維持管理活動を継続して行うとともに、市外からボランティアを呼び込み、市民と協働による維持管理活動を実施した。		

農業大学校跡地活用事業

所管	圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺整備担当	予算額	－円
		決算額	－円
内容	農業大学校跡地東側地域における緑地や滝島井戸を含む大谷川源流部の水辺環境に関して、保全に向けた検討を進めています。 また、農業大学校跡地から流れる水路についても、農業大学校跡地と一体的な保全が図られるよう、県との調整を進めています。		
評価 ・ 課題	引き続き、上記の取組みを進めます。		

緑を保全する仕組みの検討			
所管	都市計画課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	緑の保全の手法や制度の先進事例の情報収集・研究を行いました。		
評価 ・ 課題	引き続き、上記の取組みを進めます。		

市民の森整備事業（重点施策3 豊かな緑・水辺空間づくりの推進）			
所管	都市施設保全課	予算額	1, 602千円
		決算額	1, 589千円
内容	「市民の森」は樹林地の土地所有者と市が市民緑地契約を締結し、市が一定期間その土地を管理して市民に活用してもらう森です。市民の安全性や快適性を確保する目的で、下草刈りや枯れ木などの処理を行っています。		
評価 ・ 課題	現在、6か所ある「市民の森」のうち、2か所については、市民団体と土地所有者、市が管理協定を締結し保全活動を行っていますが、その他は市が業務委託し、管理しています。		

アライグマ防除事業																							
所管	生活環境課	予算額	－円																				
		決算額	－円																				
内容	埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、計画的な防除対策を実施するため、関係者と連携してアライグマの捕獲に努めました。																						
評価・課題	令和元年度の捕獲頭数は５７頭です。 アライグマは北米や中南米が原産で、ペットとして飼われていたものが逃げたり、捨てられたりして国内各地で野生化しているものです。埼玉県内では、野生化したアライグマによる農作物被害や、空き家等にすみつく等の生活被害が平成１８年度から発生しています。 市内では、平成２１年度に初めてアライグマが捕獲されて以来、捕獲数が増加しております。今後も捕獲を継続し、被害の減少に努めます。																						
	捕獲頭数の推移（市内と県内） <table><thead><tr><th>年度</th><th>県内（頭）</th><th>市内（頭）</th></tr></thead><tbody><tr><td>H26</td><td>3,527</td><td>40</td></tr><tr><td>H27</td><td>3,447</td><td>13</td></tr><tr><td>H28</td><td>4,920</td><td>51</td></tr><tr><td>H29</td><td>5,046</td><td>42</td></tr><tr><td>H30</td><td>5,360</td><td>55</td></tr><tr><td>R1</td><td>7,180</td><td>57</td></tr></tbody></table> ※県内の数値は速報値			年度	県内（頭）	市内（頭）	H26	3,527	40	H27	3,447	13	H28	4,920	51	H29	5,046	42	H30	5,360	55	R1	7,180
年度	県内（頭）	市内（頭）																					
H26	3,527	40																					
H27	3,447	13																					
H28	4,920	51																					
H29	5,046	42																					
H30	5,360	55																					
R1	7,180	57																					

1－2.里山の自然を活かしたふるさとをつくる

取組目標

- 1.里山の自然を守る
- 2.新たなふるさとをつくる

農地維持保全事業			
所管	産業振興課	予算額	1 1 5 千円
		決算額	1 1 5 千円
内容	農地の有効利用を促進するため、農業法人や企業、NPO 法人などによる農地利用を促進し、耕作放棄地対策を進めます。		
評価・課題	農地の有効利用を促進するため、農業法人や企業、NPO 法人などによる農地利用を促進し、耕作放棄地対策を進めます。 ○市民農園の賃借料 ・五味ヶ谷農園 8 1 区画 (3, 6 4 8 m ²) 4 6, 6 9 3 円 ・太田ヶ谷農園 8 0 区画 (3, 2 4 4 m ²) 4 1, 5 5 2 円 ・下新田農園 5 6 区画 (2, 0 1 7 m ²) 2 5, 8 1 7 円		

新規就農支援事業			
所管	産業振興課	予算額	1, 5 0 0 千円
		決算額	1, 5 0 0 千円
内容	新規就農者及び新規就農希望者の支援を行います。		
評価・課題	新規就農者及び新規就農希望者の支援 ○新規就農者の支援 青年就農給付金の給付 対象：1 名 給付額：1 5 0 万円／年		

農業体験事業			
所管	産業振興課	予算額	8 5 千円
		決算額	8 2 千円
内容	市民が農業と触れあう機会を増やし、地場産農産物への理解を高め、地産地消の拡大を図ります。		
評価・課題	○市民農園・有機市民農園 土とのふれあい、農作物を栽培することにより、生きがいを感じ、また農作業など共通の話題を通じ、市民相互の理解を図りました。 ○農業体験事業 農産物の収穫体験、栽培講習会を実施することにより、農業者の意欲の増進、市民の農業への理解や関心を高めました。		

1－3.緑の豊かなまちをつくる

取組目標

1.緑あふれるまちをつくる

花とみどりのまちづくり推進事業			
所管	都市計画課	予算額	81千円
		決算額	81千円
内容	市民ボランティアの協力を得て、約1,000株の花植えを行い、市民活動の土壌づくりを推進しています。		
評価 ・ 課題	植えられた花々は公園等来園者の方々の目を楽しませ、花を通じての市民の憩いの場となっています。		

公園サポート制度運営経費			
所管	都市計画課	予算額	40千円
		決算額	40千円
内容	市が管理する公園、緑地、広場などにおいて、自主的・自発的に清掃、花植え、緑化等の活動を行い、市民との協働による公園等の管理を進めます。		
評価 ・ 課題	公園サポーターの活動により、定期的に公園等の清掃を実施いただきましたが、団体の高齢化が進んでいる状況です。 今後は手法を変えるなどにより、事業の継続・発展が課題となっています。		

2. 地球環境とすべての生命を守るまちをつくる

2-1.地球温暖化防止・エネルギーの有効活用に努める

取組目標

- 1.省エネルギーの取組を推進する
- 2.自動車からのCO₂排出量を削減する
- 3.再生可能エネルギーの有効活用を図る

「鶴ヶ島市地球にやさしいオフィス率先行動計画」の実践			
所管	生活環境課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	平成28年度を基準年度とし、市の事務事業に関する二酸化炭素の排出量を12.5%削減、コピー用紙の使用量を11,986,050枚以下とすることを目標とし、市をあげて取り組んでいます。		
評価・課題	二酸化炭素の排出量は、12.5%削減（平成28年度比）を目標とするところを、6.5%の削減でした。CO₂の排出量を削減するために、空調の適正利用、未利用照明の消灯、パソコンのスリープ設定を啓発していきます。 コピー用紙の使用量は、平成28年度の使用量を超えないことを目標とするところを、10,859,150枚（A4換算）の使用で9.4%減少しました。理由としては、ICカードを活用したプリント認証システムによりミスプリントの抑制を行ったことや、複合機に適合する紙詰まりを起こさないPPC用紙を選定し購入した効果が考えられます。今後も使用量削減に向け、職員への啓発を促進していきます。		

節電対策基本方針			
所管	政策推進課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	政府による「節電協力要請」が示された際には、庁内における節電の協力要請、促進を行います。 （節電行動の例） ・照明の間引き ・未使用エリア、未使用時間の消灯徹底 ・完全退庁日、ノー残業デーの徹底 ・庁舎エレベーター1基停止 ・緑のカーテンの推進 ・パソコンのスリープ設定、バッテリーの活用 ・クールビズ期間の延長等		
評価・課題	東日本大震災を契機とした政府による「節電協力要請」について、令和元年度は、数値目標を伴う要請はなかったため、庁内において平時の節電行動が継続されました。		

緑のカーテン事業（重点施策１ エコライフの拡充による地球温暖化防止）			
所管	生活環境課、各施設	予算額	－円
		決算額	－円
内容	緑のカーテンは「地球温暖化防止」への取組のひとつとして、公共施設などで率先して実施するほか、家庭や事業所における積極的な参加を促して、普及拡大を図りました。		
評価・課題	○第４回つるがしま緑のカーテン展覧会・情報交換会 つるがしま緑のカーテン市民実行委員会（愛称：みどりかぜ）主催、鶴ヶ島市共催により、緑のカーテンをより多くの市民に関心をもってもらい、広く普及することを目的に実施しました。第４回展覧会では、２６件（個人部門１５件、団体部門１１件）の応募があり、写真の他、ひょうたんやへちまを使った工作物など趣向を凝らした作品が並びました。 また、情報交換会では、参加者による緑のカーテンに関する活発な意見交換と地球温暖化問題について学びました。 地球温暖化の防止のための「緑のカーテン」をさらに普及促進していきます。		

市内公共交通運行事業			
所管	都市計画課	予算額	８０，４８４千円
		決算額	８０，４８３千円
内容	○つるバス・つるワゴンの運行 ・令和元年度利用者数 ３３８，４５４人 ・つるバス・つるワゴンの利用促進に向けた取組み ○令和元年６月１日、つるバス・つるワゴンのルート・ダイヤ一部改正の実施をしました。		
評価・課題	令和元年６月１日に、ルート・ダイヤの一部改正を実施したことで、利用者数は、前年度に比べ３７，６９４人の増となりました。 今後も、運行環境の変化や改善要望などを考慮して、利用者がさらに増加するよう検討していきます。		

防犯灯維持管理経費			
所管	都市施設保全課	予算額	848千円
		決算額	812千円
内容	夜間の安心安全を確保するために設置する防犯灯について、小電力で長寿命であるLED化を推進します。		
評価・課題	新規設置（LED） 9. 1W：30基		

エコドライブの促進等			
所管	資産管理課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	公用車の使用にあたり「相乗り推進」や「アイドリングストップ」、「エアコン使用時における適切な温度等の調整」等を促進します。 公用車の使用を制限する【ノーCARデー】を設定します。 公用車の買い替えは、低排出ガス車・低燃費車を優先して購入します。 電気自動車の使用を推進します。		
評価・課題	「相乗り推進」、「アイドリングストップ」、「エアコン使用時における適切な温度等の調整」などのエコドライブについて、夏季や冬季の省エネルギー対策通知などの機会を捉えて周知に努めました。また、エコドライブを促進するとともに安全運転も促進していく必要があります。 実際に【ノーCARデー】を実施していく必要があります。		

電気自動車用急速充電器維持管理経費				
所管	生活環境課	予算額	1 4 9 千円	
		決算額	1 4 9 千円	
内容	地球温暖化の防止及び大気汚染対策のために次世代自動車（電気自動車）を普及促進するにあたり、市民等が利用できるよう整備した急速充電器の管理業務です。			
評価 ・ 課題	平成２５年８月２２日より、８：３０～１７：００の間、無休、無料で開放しました。 令和元年度の利用件数、利用者の割合は以下のとおりです。			
	利用件数	1,051 件		
	割合	鶴ヶ島市民	市外の埼玉県民	埼玉県民以外
		55.0%	34.9%	10.1%

太陽光発電システムの利用			
所管	各施設	予算額	－円
		決算額	－円
内容	太陽光発電装置により、施設等で使用する電力の一部を賄い、エネルギーの有効活用に努めました。		
評価 ・ 課題	○西市民センター 施設内（発電容量50kW）で発電した電力を事務室内で使用しています。 ○都市施設保全課 若葉駅西口自由通路（発電容量2kW）で発電した電力を駅構内トイレの照明等で、鶴ヶ島市運動公園（発電容量3.56kW）で発電した電力を管理棟で使用しています。 ○中央図書館 南面屋上に太陽光発電装置（発電容量2.49kW）を設置し、日中発電した電力を蓄電池に蓄え、夕刻に敷地内の外灯を点灯させる電力に充てています。 ○学校給食センター 1階の屋根に太陽光発電装置（発電容量10kW）を設置し、施設内の照明等に使用しています。 ○富士見保育所 1日あたり約20kWh／日の発電能力があり、施設内の電力に充てています。 ○藤中学校 施設内（発電容量10.14kW）で発電した電力を事務室、保健室及び体育館で使用しています。		

2-2.資源の循環を推進する

取組目標

- 1.ごみの減量（リデュース・リフューズ）を推進する
- 2.リサイクル・リユース・リペアーを推進する
- 3.資源の循環利用を促進する

ごみの減量と資源化							
所管	生活環境課	予算額	－円				
		決算額	－円				
内容	ごみ減量の啓発として、生ごみの水切りの励行や資源分別回収の周知徹底を行いました。						
評価 ・ 課題	可燃ごみと不燃ごみの市民1人1日あたり排出量は、前年度と比較し5.64g増加しました。						
	今後、さらなるごみの分別の徹底や、ごみの減量と資源の再利用に向けた5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペアー・リサイクル）を推進するとともに、普及啓発を継続して行います。						
	1人1日当たりのごみの排出量（事業系一般廃棄物を含む）単位：g						
		H26	H27	H28	H29	H30	R1
	可燃ごみ	680.02	684.71	677.05	670.90	668.44	674.08
	不燃ごみ	35.03	34.60	34.14	34.18	33.97	34.70
	計	715.05	719.31	711.19	705.08	702.41	708.79
(平成26～30年度資料：埼玉西部環境保全組合行政報告書)							
(令和元年度資料：埼玉西部環境保全組合ごみ搬入量等の速報値)							
※資源物（びん、缶、ペットボトル、その他容器包装プラスチック、紙類、布類）及び集団資源回収量は含まれていません。							

行政システム管理事業			
所管	情報推進課	予算額	5,783千円
		決算額	5,574千円
内容	○公共施設におけるごみの減量の推進 ＩＣカードを活用したプリント認証システムによるミスプリントの抑制を行いました。		
評価 ・ 課題	令和元年度の印刷枚数は、前年度と比較すると若干増加しています。 全庁的なプリント、コピーの抑制に向け、ペーパーレス化に繋がるＩＣＴの活用について、関係課と検討を進めていきます。		

公共施設におけるごみの減量化の推進			
所管	資産管理課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	コピー時等に発生する紙詰まりを防ぐことで、無駄な紙の使用を抑えます。このため、複合機に適合する紙詰まりを起こさないP P C用紙を選定し購入します。 リサイクル製品で対応できるものに関してはリサイクル製品で対応します。 物品購入の際にはグリーン購入法の趣旨を踏まえ、環境配慮型製品の購入を行います。		
評価・課題	全庁的に共通で使用する消耗品について、グリーン購入法の趣旨を踏まえ、環境配慮型の製品の購入を行いました。 庁舎内の電灯を蛍光灯からLEDに切替えたことによる、使用可能な蛍光灯について他の施設で再利用できるよう調整をし、経費の削減及びごみの減量化を図りました。		

給食残菜等の堆肥化			
所管	学校給食センター	予算額	－円
		決算額	－円
内容	学校給食の残菜を堆肥化し、市内の農家や小・中学校に提供しました。		
評価・課題	資源の循環利用を推進することができました。		

雨水の利用			
所管	各施設	予算額	－円
		決算額	－円
内容	雨水を活用し、資源の循環を推進しました。		
評価・課題	農機具の洗浄及び草花等の散水用、トイレの洗浄水として利用しました。		

3.安心して暮らせるまちをつくる

3-1.安全で健康な暮らしを実践するまちをつくる

取組目標

- 1.水路の水質改善に努める
- 2.大気汚染・騒音・振動等を防止する
- 3.放射性物質による環境汚染を防止する

典型7公害等に関する相談の受付、情報収集

所管	生活環境課	予算額	－円		
		決算額	－円		
内容	典型 7 公害の相談の受付、情報収集を行いました。				
評価 ・ 課題	【相談件数】				
	典型 7 公害の相談受付件数				
	大気汚染	12	振動	0	
	水質汚濁	6	地盤沈下	0	
	土壌汚染	0	悪臭	11	
	騒音	1	合計	30	
	それ以外の相談受付件数				
	一般廃棄物	0	雑草	18	
	産業廃棄物	0	死亡獣畜	0	
	排水問題	0	その他	0	
害虫	0	合計	18		
大気汚染は、野焼きの苦情によるものが 1 1 件、粉じんの苦情によるものが 1 件です。 「埼玉県生活環境保全条例」では、ダイオキシン類などの発生を抑制するため、一定の構造基準を満たす焼却炉を使用する場合を除き、野外焼却を原則として禁止しています。 しかし、次に掲げる野外焼却は、条例の適用から除外されます。 ①落ち葉焚きなど、日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの ②稲わら焼きなど、農業や林業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却 ③キャンプファイヤーやどんど焼きなど、風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却 条例の適用から除外される場合でも、近隣住民に配慮し、風向き等を考慮して実施するよう呼びかけました。 ※なお、公害以外では、雑草の相談が一番多くありました。					

水質汚濁・地下水水質調査			
所管	生活環境課	予算額	747千円
		決算額	713千円
内容	飯盛川・大谷川7地点で水質汚濁調査、うち2地点で底生生物による生物学的判定を実施しました。また、3地点で地下水水質調査を実施しました。 市内を流れる飯盛川・大谷川については、河川法で規定する河川ではないため、環境基準の類型指定の該当はありません。 両河川の流出先である越辺川の環境基準である「B類型」に照らし合わせ分析を行いました。		
評価・課題	調査結果は別表のとおりです。 【水質汚濁調査】 水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）は、1地点で越辺川の環境基準に適合していませんでした。 生物学的な水質判定※では飯盛川本流・池尻池上では「β中腐水性（βm）」：ややきたない水域～「α中腐水性（αm）」：かなりきたない水域、大谷川本流・圏央道側道では「α中腐水性水域（αm）」：かなりきたない水域と判定されました。 今後も、継続的に水質調査を実施するとともに、合併浄化槽の普及促進、各家庭での生活排水対策の実践を啓発するなどの取組を進めます。 ○調査日：6月17日 【地下水水質調査】 1か所の1項目で環境基準に適合していませんでした。 ○調査日：6月24日（※結果はp12参照）		

※生物学的な水質判定：河川等に生息する生物は、その水質によって異なります。生物種を調査することで、その河川等の水質を判定することを生物学的な水質判定と言います。また、判定の対象となる生物を指標生物と呼びます。

生物学的水質判定は、以下の4つの階級で表すこととなっています。

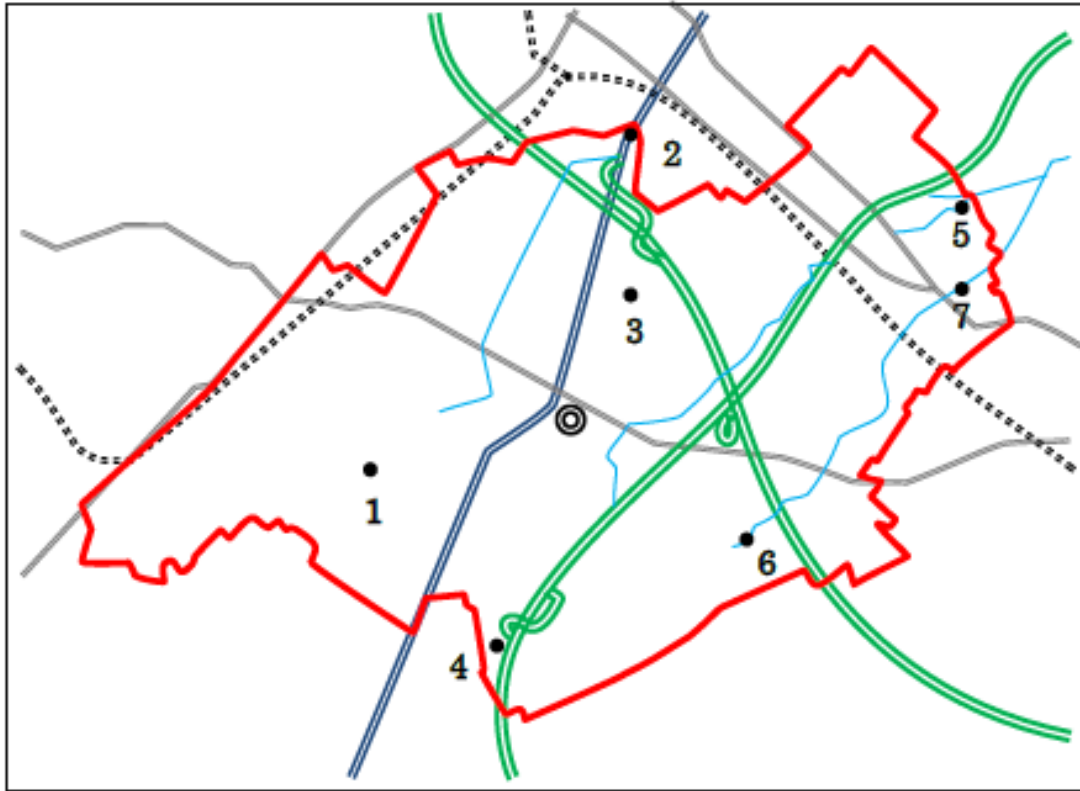
水質階級（記号）		指標生物の例
貧腐水性（O s）	きれいな水域	サワガニ、カワゲラ類、ウズムシ類（プラナリア）
β中腐水性（β m）	ややきたない水域	オニヤンマ、コガタシマトビケラ、カワニナ族の一種、チビヒゲナガハナノミ、ゲンジボタル
α中腐水性（α m）	かなりきたない水域	ヌマビル、サホコカゲロウ、ミズムシ、タニシ
強腐水性（P s）	きわめてきたない水域	ユスリカ科の一種、サカマキガイ、チョウバエ、アメリカザリガニ

別表：【水質汚濁調査】

	飯盛川 本流		飯盛川 支流	大谷川 本流	大谷川支流			環境 基準
	1	2	3	4	5	6	7	
	池尻池 上	栄橋 上	雷電池児 童公園下	圏央道 側道	五味ヶ谷 合流前	大橋市民セ ンター前	広田橋 下	
pH	7.8	7.5	7.2	7.8	7.4	7.1	7.5	6.5～8.5
BOD	1.6	1.1	1.2	2.9	2.2	7.0	0.8	3 以下
SS	4	5	3	21	21	17	2	25 以下
DO	8.0	8.2	8.6	5.6	7.4	5.4	10.0	5 以上
生物 学的 水質 判定	ややきた ない水域～ かなりきた ない水域			かなりきた ない水域				

※網掛けは環境基準不適合

水質汚濁調査位置図

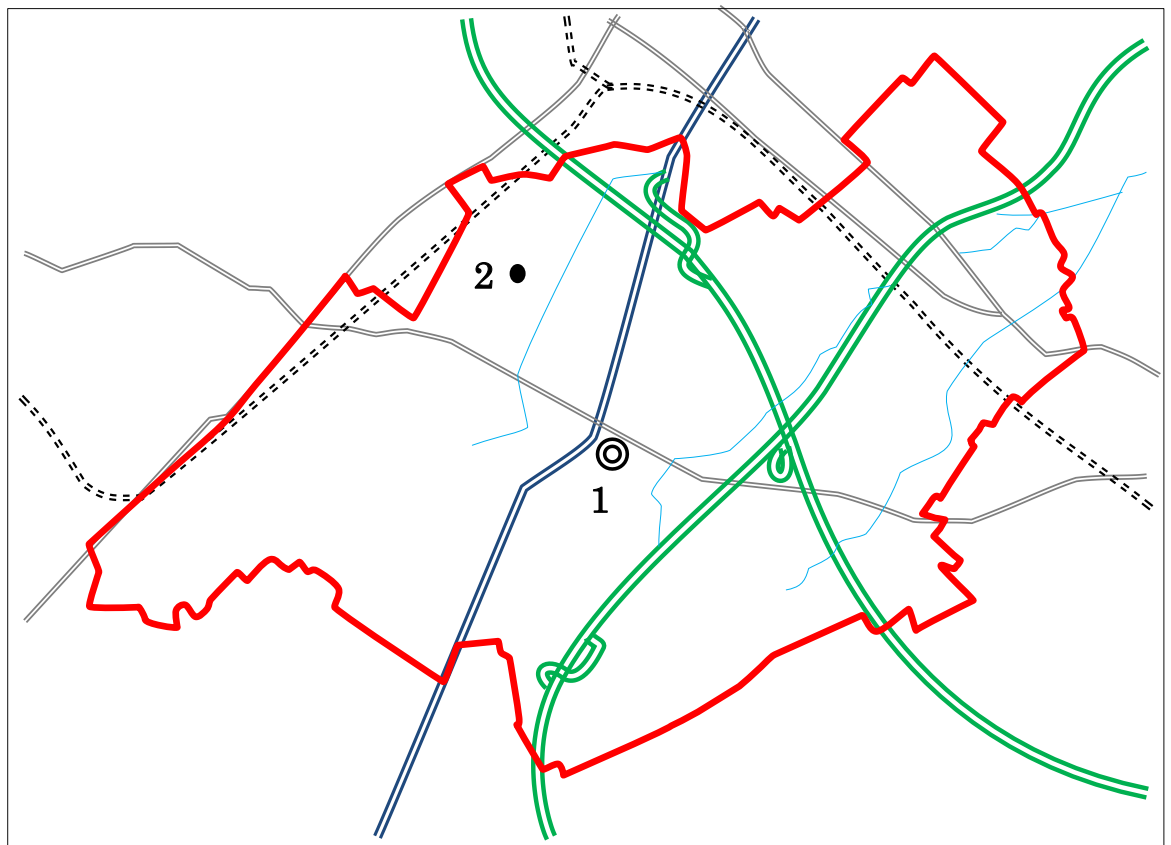


ダイオキシン類環境調査			
所管	生活環境課	予算額	768千円
		決算額	754千円
内容	大気中と土壌中のダイオキシン類について、それぞれ1箇所1回ずつ調査を行いました。大気は市庁舎で、土壌は北市民センターで調査を行いました。		
評価・課題	調査結果は別表のとおりです。 大気、土壌ともに環境基準を達成しています。 大気中のダイオキシン類は、その組成パターンから、主な要因は廃棄物焼却炉からの排ガスと考えられます。 土壌中のダイオキシン類は、その組成パターンから、主な要因は農薬と考えられます。 ○大気調査日：1月9日～16日 ○土壌調査日：1月9日		

別表：【ダイオキシン類環境調査】

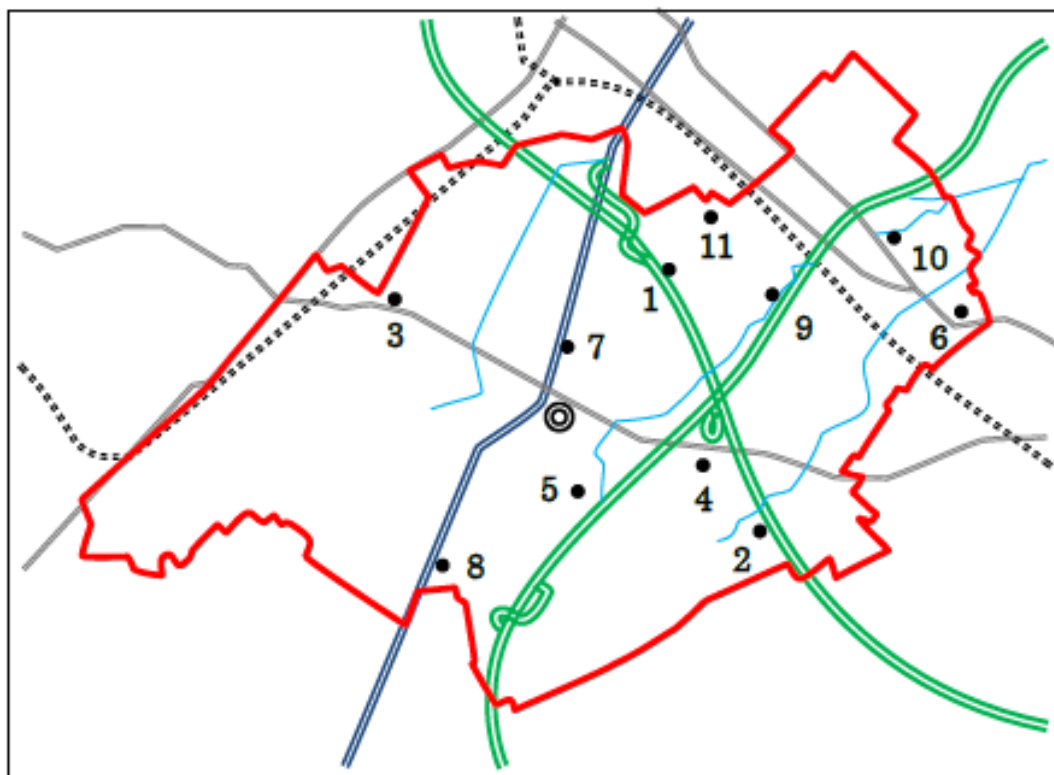
	No	地点	調査結果	環境基準
大気	1	市役所庁舎	0.017	0.6 pg-TEQ/m ³
土壌	2	北市民センター	1.7	1000 pg-TEQ/g

ダイオキシン類環境調査位置図



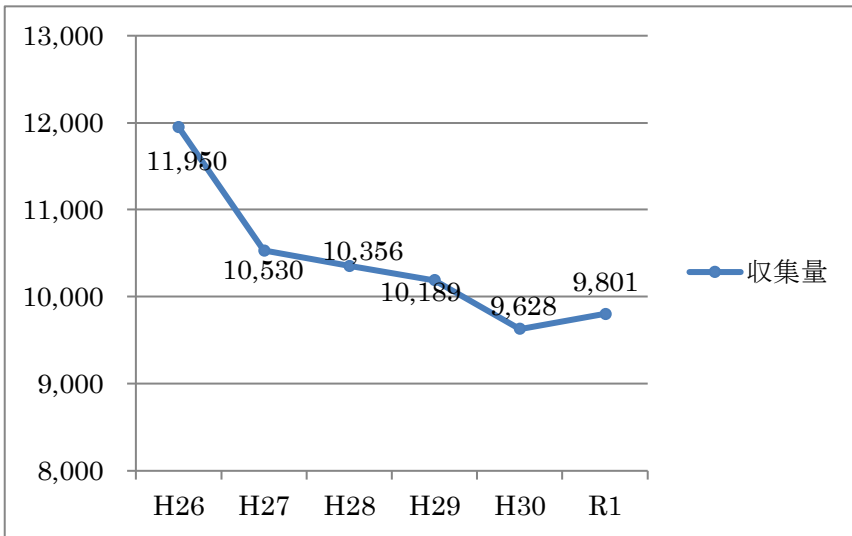
騒音・振動調査並びに自動車騒音常時監視業務			
所管	生活環境課	予算額	1, 9 9 6 千円
		決算額	1, 9 3 6 千円
内容	【騒音・振動調査】 市内主要幹線道路沿道 1 1 地点で騒音調査、うち 2 地点で振動調査を実施しました。振動には要請限度が定められており、要請限度と比較をしました。 【自動車騒音常時監視業務】 騒音規制法第 18 条の規定に基づき、市内の主要幹線道路 1 区間を対象に実施しました。 また、環境省が配付する面的評価システムを用いて評価対象路線の環境基準の把握を行いました。		
評価・課題	調査結果は別表（p 1 3 参照）のとおりです。 【騒音調査】 自動車交通騒音レベルは、夜間の 1 地点を除き、環境基準を達成しています。 ○調査日：1 1 月 2 1 ～ 2 2 日 【振動調査】 道路交通振動レベルは、全 2 地点で要請限度に適合しています。 ○調査日：1 1 月 2 1 ～ 2 2 日 【自動車騒音常時監視業務】 自動車騒音常時監視では、夜間を除き、環境基準を達成しています。 ・調査日：1 1 月 2 1 ～ 2 2 日 ・調査路線：関越自動車道（川越市・鶴ヶ島市境～鶴ヶ島 J C T、鶴ヶ島 J C T～一般国道 4 0 7 号鶴ヶ島 I C） ・調査地点：南町 1 - 7 - 2 2 脚折 1 3 8 4 - 8 9		

騒音・振動調査位置図



適切な排水処理の推進			
所管	都市計画課	予算額	465,462千円
		決算額	465,462千円
内容	坂戸、鶴ヶ島下水道組合において、広域計画・長期的な計画に基づいて、公共下水道の整備事業を進めています。 ○下水道普及率の向上 平成30年度末 82.6% ↓ 令和元年度末 83.6%		
評価・課題	引き続き、公共用水域の水質改善のため公共下水道の計画的な整備と水洗化の普及を促進していきます。		

浄化槽設置整備事業補助金			
所管	生活環境課	予算額	3,070千円
		決算額	3,070千円
内容	生活雑排水の放流による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、合併浄化槽設置者（浄化槽整備区域に自己住居用の住宅に10人槽以下の浄化槽を設置する方）に補助金の交付を行いました。 補助対象者 5人（5人槽5基） 補助額 3,070千円 （内訳） 5人槽 386千円／基×1基（汲み取りから合併処理へ転換） 742千円／基×2基（単独槽から合併処理へ転換） 546千円／基×1基（単独槽から合併処理へ転換） 655千円／基×1基（単独槽から合併処理へ転換）		
評価・課題	合併浄化槽への転換を推進することにより、水質汚濁の原因となる雑排水を適正に処理し、公共用水域の水質汚濁及び土壌汚染の防止に努めました。 今後は、さらなる合併浄化槽への転換促進をいかに図るかが課題となっています。		

し尿及び浄化槽汚泥の処理																
所管	生活環境課	予算額	－円													
		決算額	－円													
内容	市内の家庭、事業所及び公共施設から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町で構成する坂戸地区衛生組合で処理しています。し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者が各家庭から収集し、坂戸地区衛生組合へ搬入しています。															
評価・課題	近年、下水道の普及から、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は減少傾向にあります。															
	し尿及び浄化槽汚泥の収集量（単位：k l） (kl) <table><thead><tr><th>年度</th><th>収集量 (kl)</th></tr></thead><tbody><tr><td>H26</td><td>11,950</td></tr><tr><td>H27</td><td>10,530</td></tr><tr><td>H28</td><td>10,356</td></tr><tr><td>H29</td><td>10,189</td></tr><tr><td>H30</td><td>9,628</td></tr><tr><td>R1</td><td>9,801</td></tr></tbody></table>			年度	収集量 (kl)	H26	11,950	H27	10,530	H28	10,356	H29	10,189	H30	9,628	R1
年度	収集量 (kl)															
H26	11,950															
H27	10,530															
H28	10,356															
H29	10,189															
H30	9,628															
R1	9,801															

放射性物質への対応			
所管	生活環境課	予算額	5 5 千円
		決算額	5 5 千円
内容	市内における大気中の放射線量を把握するため、市役所庁舎地内（庭、除染土埋却場所）において定点測定を行いました。 また、市民が身近な生活環境の放射線量を把握することができるよう簡易型放射線測定器の貸出を行っています。 予算額、決算額については放射線測定器の校正料です。		
評価・課題	市役所庭の測定数値は、0. 0 3 4 μ S v / h 前後で安定していました。また、除染土埋却場所の測定数値は、0. 0 3 4 μ S v / h 前後で安定していました。 簡易型放射線測定器の貸出はありませんでした。		

小中学校プール水の放射能濃度の測定			
所管	教育総務課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	○水泳指導が始まる時期を迎え、プール水の放射性物質による汚染状況を検査し、プール使用の安全性を明確にして保護者や児童・生徒の不安を軽減・解消するために実施しました。 ○実施方法 ・プール水の放射性物質の測定は、プール清掃前の溜り水と、給水開始日からプール開き日までの間に実施しました。（鶴ヶ島第一小学校） ・測定は給食センターで導入している「EMF ジャパン（株）製放射能濃度測定システム」により実施しました。 ・ペットボトルで採水し、給食センターに測定を依頼しました。		
評価・課題	取組予定のとおり実施できました。 また、測定結果は、全て放射性物質は不検出でした。		

給食食材の放射能濃度の測定			
所管	給食センター	予算額	9 7 4 千円
		決算額	9 5 5 千円
内容	児童・生徒たちの内部被ばく防止と保護者の不安を払拭するため、学校給食食材の放射能濃度の測定を行いました。（週3回）		
評価・課題	測定結果は、市のホームページへ掲載しました。 なお、基準値を超過した食材はありませんでした。		

3-2.環境問題への広域的な取組を推進する

取組目標

- 1.近隣自治体との連携を推進する

一部事務組合における共同処理			
所管	関係課	予算額	1, 2 5 1, 7 6 6 千円
		決算額	1, 2 5 0, 7 7 0 千円
内容	廃棄物処理や資源リサイクル、上・下水道、し尿処理、斎場事業は、一部事務組合において効率的な共同処理に努めます。		
評価 ・ 課題	・廃棄物処理 埼玉西部環境保全組合（鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・鳩山町） ・上水道 坂戸、鶴ヶ島水道企業団（鶴ヶ島市・坂戸市） ・下水道 坂戸、鶴ヶ島下水道組合（鶴ヶ島市・坂戸市） ・し尿処理 坂戸地区衛生組合（鶴ヶ島市・坂戸市・毛呂山町・越生町・鳩山町） ・斎場事業 広域静苑組合（鶴ヶ島市・坂戸市・毛呂山町・越生町・鳩山町）		

環境事務研究会における研修、情報交換			
所管	生活環境課	予算額	1 2 千円
		決算額	1 2 千円
内容	環境問題の円滑な処理を目的とし、他市町村との連絡や情報交換を行います。		
評価 ・ 課題	環境問題事例発表会などで、他市町が環境問題を解決した事例を聞き、当市に当てはめて考察することで環境問題解決の糸口を得ることができました。 今後も積極的に他市町村との連絡や情報交換を行っていきます。		

4. 人の交流の豊かなまちをつくる

4-1. 身近な環境を考える市民が育つまちをつくる

取組目標

- 1.環境学習の充実を図る
- 2.地域環境を守り、創造する

啓発展示の実施（重点施策2 協働による環境学習の推進）			
所管	生活環境課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	環境問題に対する市民意識の啓発をより一層進めるため、環境月間（6月）や地球温暖化防止月間（12月）に合わせて、市・市民・事業者の協働により「啓発展示」を実施しました。 ○環境月間啓発展示 ・期間 6月3日～14日 ・場所 市役所ロビー ・内容 環境団体、事業者の活動紹介、5Rの実践、おうち de キューロ普及事業モニター募集、野菜くずと野菜ポットの交換、無人リサイクルコーナー ・展示団体数 23団体（団体19、企業4） ○地球温暖化防止月間啓発展示 ・期間 12月9日～18日 ・場所 市役所ロビー ・内容 第4回つるがしま緑のカーテン展覧会、温暖化防止展示、野菜くずと野菜の交換 ・展覧会応募作品 団体部門：11作品 個人部門：15作品 ・展示団体数 5団体		
評価・課題	市内の事業所、環境団体の協力のもと、啓発展示を実施することができました。 今後も環境問題を啓発するため、啓発展示を通じて市民意識の高揚に努めていきます。		

環境教育施設「eコラボつるがしま」を活用した環境学習			
所管	生活環境課	予算額	60千円
		決算額	60千円
内容	環境教育施設「eコラボつるがしま」の有効活用を図るとともに、地域の人材を活かした身近な環境学習会を提供するため、NPO法人鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会に補助金を出し、「eコラボサイエンス教室」を開催しました。		
評価・課題	第1回 6月15日（土）「電気を作ろう 手回し発電機・光発電・熱発電（物理）」 第2回 7月20日（土）「牛乳からプラスチックを作ってみよう（化学）」 第3回 9月21日（土）「電流のはたらき 電磁石・モーターを作ろう（物理）」 第4回 10月19日（土）「化石を見つけよう（地学）」 第5回 11月16日（土）「葉脈の標本をつくってみよう（生物）」 第6回 12月21日（土）「電気を貯めよう 蓄電池・コンデンサ（物理・化学）」 参加人員：児童、保護者含め、計237名		

こどもエコクラブへの支援・連携（重点施策2 協働による環境学習の推進）			
所管	生活環境課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	次世代を担う子どもたちが地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取組、活動が展開できるよう、資料等情報の提供を図りました。		
評価・課題	令和元年度の登録団体数は、4団体でした。 地域の道路清掃（ゴミ拾い）やリサイクル活動、野菜の栽培、緑のカーテンづくりなどの活動を通じて環境を学びました。		

企画提案型共同事業「わかば大学塾」(重点施策2 協働による環境学習の推進)			
所管	生涯学習スポーツ課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	1. 令和元年度前期 「自然環境・人づくり・まちづくり」 ○講師：鶴ヶ島環境グループ市民教授団【全4回】 ○受講生：13人 第1回 「シンギングボウルとは？マインドフルネスで内側から整える心と身体」 柏井喜代恵氏 第2回 「花に親しむ～花の美学～」 植田早苗氏 第3回 「自分らしく生きる力をつけるための福祉教育」 牧野郁子氏 第4回 「不都合な真実 Vol.1」 試写会 前田則義氏 2. 令和元年度後期 「自然環境・人づくり・まちづくり」 ○講師：鶴ヶ島環境グループ市民教授団【全4回】 ○受講生：10人 第1回 「最新の食品ロスについて～防災の知識と一緒に～」 山田怜奈氏 第2回 「暮らしに役立つ気象情報～気象災害から身を守る～」 久保智子氏 第3回 「カード事始め」 村松正男氏		
評価 ・ 課題	環境教育の実践意欲を有する市民に対し、活動の場を提供することができました。本事業の性質上、講座のテーマは講師（市民教授）に委ねられます。		

小中学校における環境教育体制の整備（重点施策2 協働による環境学習の推進）			
所管	教育センター	予算額	－円
		決算額	－円
内容	○教科 教科（理科・社会科等）の中で環境（地球の環境問題や環境保全等）に関する内容を取り上げている。 ○体験活動 紙や缶のリサイクル活動（鶴一小・鶴二小・新町小・杉下小・長久保小・栄小・藤小・南小・鶴ヶ島中・藤中・富士見中・西中・南中） 残飯等の生ゴミや落ち葉などを堆肥にする活動（新町小・杉下小・長久保小・栄小・藤小・富士見中・西中・南中） 学校内及び周辺に生息する動植物の観察活動（鶴一小・鶴二小・新町小・杉下小・長久保小・栄小・藤小・南小・鶴ヶ島中・藤中・西中・南中） 地域清掃活動など家庭・地域と連携のある活動（鶴一小・鶴二小・新町小・杉下小・		

	長久保小・栄小・藤小・南小・鶴ヶ島中・藤中・富士見中・西中・南中) 緑のカーテン・学校ファーム （鶴一小・鶴二小・新町小・杉下小・長久保小・栄小・南小・鶴ヶ島中・藤中・富士見中・西中・南中） 節電・節水の取り組み （鶴一小・鶴二小・新町小・杉下小・長久保小・栄小・藤小・南小・鶴ヶ島中・藤中・富士見中・西中・南中）
評価・課題	環境問題に対する認識（環境感覚）・知識は、児童・生徒に広まっているとともに深まりつつあります。しかし、自ら課題を見つけ、解決するための方策を自分なりに考え、実践・行動することには、まだ課題が見られます。 ついては、具体的な社会事象を多面的にとらえて、話し合ったり児童・生徒に身近な体験的活動等を取り入れたりして、環境保全へのさらなる関心と、より実践的な行動力を高めていきたいと考えています。

地域環境美化推進員			
所管	生活環境課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	地域の環境の美化を推進するために、地域環境美化推進員を委嘱し、地域の環境美化の推進及びごみの減量、資源化の啓発活動や分別の助言、各種情報の提供や研修会を実施しました。		
評価・課題	令和元年度の委嘱者は121人です。 地域環境美化推進員によるごみ出し指導やパトロールなどを実施することにより、集積所のルール徹底を図りました。また、地域環境美化推進員からの情報提供により、不法投棄物を早期に発見し、回収をすることができました。		

不法投棄物処理対策事業			
所管	生活環境課	予算額	403千円
		決算額	346千円
内容	不法投棄防止対策の強化及び不法投棄された処理困難物の処理を行い、環境美化に努めました。 ・不法投棄禁止看板作成 30枚 ・不法投棄物撤去及び監視パトロール 49回 回収量：可燃物 3.2t、不燃物 1.03t ・廃タイヤ処分 320kg ・廃消火器処分 28本 ・廃家電製品処分 テレビ 550kg、冷蔵庫・洗濯機等 480kg		
評価・課題	不法投棄物は、その材質や量により投棄された場所の土壌や水質に大きな被害を与えることがあり、時間が経つにつれ、環境への影響が懸念されます。また、これらの撤去には、多額の費用を要することもあります。 不法投棄物の処理困難物については、専門業者に処理を依頼しています。 民有地の不法投棄物については、その土地管理者に情報を提供し、回収と防止対策の実施を依頼しています。 不法投棄の防止は、「早期発見」、「早期回収」が重要であり、また、その未然防止が大きな課題となっています。このようなことから、不法投棄禁止看板の設置や定期的なパトロールを行い、不法投棄の防止に努めます。		

きれいなまちづくり運動実施事業			
所管	生活環境課	予算額	3,368千円
		決算額	3,178千円
内容	市民・市民団体・事業者・市の協働により、年2回の一斉清掃活動を実施し、良好な環境の保持に努めました。		
評価・課題	令和元年度は以下のとおり実施しました。 ○自治会、協力団体、企業等による市内一斉清掃 ・春期一斉清掃（実施日：令和元年5月19日、参加団体数：87団体、参加人数14,014人） ・秋期一斉清掃（実施日：令和元年10月20日、参加団体数：85団体、参加人数13,264人） ○自治会による道路側溝汚泥清掃（毎月第2日曜日及び一斉清掃時実施） ・約36t汚泥回収処理 今後も地域環境の美化のため、多くの市民や自治会、協力団体、企業等に参加を呼びかけます。		

道路・水辺のサポート事業			
所管	道路建設課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	市が管理する道路及び水路において、市民と行政が協力して、美化・清掃活動を行います。		
評価・課題	平成18年度からスタートした市民ボランティアによる「鶴ヶ島市道路・水辺のサポート」団体等の登録は、令和元年度末現在で11団体、215人となっています。 登録団体は、ボランティア団体、会社、地域グループ、個人等で構成され、平成19年度からは自治会の登録があり、地域ぐるみの活動となっています。 最近では、道路の植樹帯や残地等を利用して花植え等を行っていただける団体が増え、その活動が新たな参加者へのPRとなっています。 また、制度に登録しないで、自発的に美化・清掃活動を行っている個人、企業が見受けられますので、この制度を有効活用してもらえよう今後も引続き、道路・水辺の美化（花植え等）・清掃活動や愛護心の啓発に努め、活動状況などを広報誌、市ホームページ等にて紹介し、啓発活動に努めていきます。		

屋外広告物簡易除却事業			
所管	道路建設課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	道路上の電柱、街路樹、ガードレール等に貼られた違法なはり紙、はり札、立看板を市民ボランティア（応募者を対象に講習会を受講後、市長から委嘱を受けた、鶴ヶ島市違反簡易広告物除却推進員）により除却活動を実施しました。		
評価・課題	鶴ヶ島市違反簡易広告物除却推進員制度を平成17年度にスタートして、10年以上が経過しました。開始当初は、違反広告物が道路上の電柱等に目立って貼られていましたが、市民ボランティア（除去推進員）をはじめ市職員（月曜日を除却日と定める）による除却作業により、その数も減少傾向です。以前は多く見られた、青少年に有害なはり紙、立て看板等は激減し、最近是不動産関係のはり札が中心となっています。中には、三角コーンにはり札を付け道路上に置く悪質な行為も見受けられましたので、パトロールを強化し、より迅速な対応を図ります。		

4-2.交流・参加の仕組みをつくる

取組目標

- 1.個人や団体が参加する仕組みをつくる
- 2.人の交流・ネットワークをつくる

環境団体の活動に対する助成			
所管	生活環境課	予算額	70千円
		決算額	70千円
内容	市民自らの手によって、都市宣言の目標とする循環型社会づくりを活動目標として設立された団体「エコ鶴市民の会」に対し、補助金を交付し助成を行っています。 ○エコ鶴市民の会 ・設立年月日 平成4年11月8日 ・会員数 30個人・2団体・1企業（令和2年3月31日現在）		
評価・課題	令和元年度の主な活動 第6回環境おしゃべりカフェ「ごみも資源～自然リサイクルに学ぶ～」(令和2年1月26日実施) 資源ごみの活用についての取組（野菜くずの堆肥化） 市民の会だよりの発行（年4回）		

まちづくりポイントの発行			
所管	地域活動推進課	予算額	－円
		決算額	－円
内容	環境配慮行動の取り組みに対してまちづくりポイントを発行することにより、環境配慮行動の普及促進を図りました。		
評価・課題	女性センター利用団体による施設清掃、市民センターでの施設美化・清掃活動、緑のカーテン事業、花とみどりのまちづくり運動の4事業に対してまちづくりポイントを発行しました。		

令和2年度取組計画

Ⅲ 計画目標の取組計画

計画目標の一覧を下に記します。

計画目標一覧

基本目標	計画目標	
1 水と緑に育まれた いのち 生命みちあふれる まちをつくる	緑地率	28.0% 71.0 m ² /人
	樹林地面積	67.0ha 9.6 m ² /人
	都市公園面積	74.0ha 8.0 m ² /人
2 地球環境と いのち すべての生命を 守るまちをつくる	二酸化炭素排出量	240,000t・CO ₂
	市民1人当たりのごみ排出量	810g
	「つるバス」、「つるワゴン」の 年間延利用者数	359,000 人
3 安心して暮らせる まちをつくる	大気環境基準達成	
	河川の水質環境基準達成	pH
		BOD
		SS
		DO
	土壌（ダイオキシン類）環境基準達成	
4 人の交流の豊かな まちをつくる	騒音・振動環境基準等達成	
	地下水環境基準達成	
4 人の交流の豊かな まちをつくる	環境ボランティア参加者数	45,000 人
	環境月間・地球温暖化防止月間等の 啓発展示の参加団体数	35 団体

令和2年度取組計画

Ⅲ 計画目標の取組計画

1.水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる

1. 水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる

目標	緑地率 28.0% 71.0㎡/人
所管	都市計画課
取組	都市公園や法適用、条例による指定等によって永続性や担保性の措置がとられている緑地は、令和元年度末現在で425.88haとなっており、緑地率は24.1%となっています。 今後、緑地の面積を維持拡大していくために、施設緑地を所管する部署との連携や地域別緑地の状況を分析し、緑地率の確保に努めていきます。

目標	樹林地面積 67.0ha 9.6㎡/人
所管	都市計画課
取組	樹林地面積は、令和元年度末現在で23.23haと平成28年度から減少しています。 今後は、「市民の森」のあり方を再検討します。

目標	都市公園面積 74.0ha 8.0㎡/人
所管	都市計画課
取組	都市公園は、令和元年度末現在で62箇所、面積28.2ha、市民一人当たりの面積は4.0㎡となっています。 今後は土地区画整理事業によって確保された公園予定地の早期整備を計画的に進めることが課題です。

2. 地球環境とすべての生命を守るまちをつくる

目標	「つるバス」、「つるワゴン」の年間延利用者数 359,000人
所管	都市計画課
取組	○令和元年度利用者数 338,454人 (つるバス:203,836人・つるワゴン:134,618人) ○運賃を一部変更するほか、引き続き、マイ時刻表の作成や広報等での啓発を実施するなど、利用促進を図ります。 ○令和2年度の利用者数は、353,008人を見込んでいます。 (過去3年の増減率の平均4.3%増)

目標	二酸化炭素排出量 240,000t- CO_2
所管	生活環境課
取組	地球温暖化防止に向けた二酸化炭素排出量削減のための取組として、環境月間や地球温暖化防止月間などのキャンペーンを通じた啓発、市民や市民団体、事業者の積極的な参加を促しながら取り組む緑のカーテンの普及推進など、日常生活や事業活動の中から省エネルギーや省資源の実践を呼びかけます。

目標	市民1人1日当たりのごみ排出量 810g/人
所管	生活環境課
取組	ごみの減量には、ごみそのものを発生させないことが重要であることから、5Rの取組を引き続き進めます。 また、ごみの減量に対する市民意識の向上や、資源の分別の徹底を図ることなどを、環境月間の啓発展示をはじめ、施設見学会など、様々な啓発活動を通じて市民へ呼びかけていきます。 今後は、広報の掲載やホームページを通じて、5Rについての市民の理解をさらに広めるとともに、鶴ヶ島市生ごみ処理器キエーロの販売を行うことにより、ごみの減量と環境意識の醸成を図り、家庭での5Rを実践できるように啓発していきます。

3. 安心して暮らせるまちをつくる

目標	環境基準の達成 (1) 大気 (2) 河川 (3) 土壌（ダイオキシン類） (4) 騒音・振動 (5) 地下水
所管	生活環境課
取組	市内における公害の状況を把握するため、環境調査を実施します。 また、国の定める環境基準を達成できるよう前年度、環境基準と不適合なところは、その原因を追究するとともに、市民及び事業者に対し、必要な啓発及び指導に努めていきます。 ○大気 調査地点は15箇所を予定。調査時期は夏季と冬季の年2回。 ○水質 調査地点は7箇所を予定。調査時期は6月。 ※関係課と情報共有するとともに、補助金の交付などを通じて浄化槽の設置及び適正管理を促進していきます。 ○ダイオキシン類 数値が安定していることから、大気汚染調査と隔年で実施しています（令和2年度は実施しません）。 ○騒音・振動 調査地点は騒音11箇所、振動2箇所を予定。調査時期は11月。 ※関係機関と連絡を密にし、情報の共有を図ります。 ○自動車騒音常時監視 調査地点は2箇所を予定。調査時期は11月。 ○地下水 調査地点は3箇所を予定。調査時期は6月。 ※調査地点の状況変化を注視し、必要に応じて、農業部門等と連携して、改善策を研究していきます。

4. 人の交流の豊かなまちをつくる

目標	環境ボランティア参加者数 45,000人
所管	関係課
取組	○きれいなまちづくり運動（生活環境課） 市民・市民団体・事業者・市が協働して、まちの清掃活動を行います。 ○地域環境美化推進員（生活環境課） 身近な環境を保全し、豊かで住み良い生活環境を実現するため、きれいなまちづくりの輪を広げていく活動を実施しています。 ○大谷川クリーン大作戦（生活環境課） 毎年実施され、川の中のごみ自体は減ってきているようですが、実施の継続が重要です。 ○エコ鶴市民の会（生活環境課） ごみの減量化をはじめ、地球にやさしい暮らし方や資源循環に関する事業を行います。また、市民提案による協働事業「おうち de キューロ」普及事業により生ごみの削減に取り組んでいきます。 ○つるがしま緑のカーテン市民実行委員会 「つるがしま緑のカーテン展覧会」を開催し、地球温暖化防止対策のひとつでもある緑のカーテン普及促進に努めていきます。 ○鶴ヶ島の自然を守る会 将来の子どもたちのために、自分自身のために、少しでも多くの自然を残すために活動しています。 ○大谷川源流の会 鶴ヶ島のふるさと景観を形づくる大谷川の水源を中心とした水辺環境を保全し、緑と生きものを育む、豊かな水辺環境をつくることを目的に活動しています。 ○花とみどりのまちづくり推進事業、公園サポート制度運営事業（都市計画課） 市民の森の2か所については、ボランティア団体と市の間で市民管理協定が締結され草刈り、枝打ち、ゴミ拾いなどを実施され、他に緑化の啓発に係わるレクリエーション活動が行われています。今後も関係団体との協働により、緑地保全を推進していきます。 花とまちづくり推進事業の一環として行われている「県道花植え活動」は市民主体の事業として実施しています。 公園サポート制度の登録団体数は、令和元年度末現在で13団体、420名のサポーターが登録されており、自主自発的に公園等の清掃、美化、緑化等の活動を行っています。 今後も、多くのサポーターを募集し、市との協働により公園の良好な維持管理を目指します。 ○道路・水辺のサポート事業（道路建設課） 市が管理する道路及び水路において、市民と行政が協力して、美化・清掃活動を行います。（花植え等も含む）

	○屋外広告物簡易除却事業（道路建設課） 道路上の電柱、街路樹、ガードレール等に貼られた違法なはり紙、はり札、立看板等を市民ボランティア（応募者を対象に講習会を受講後、市長から委嘱を受けた鶴ヶ島市違反簡易広告物除却推進員）により除却を実施します。
--	--

目標	環境月間・地球温暖化防止月間等の啓発展示の参加団体数 35団体
所管	生活環境課
取組	環境問題に対する市民意識の啓発をより一層進めるため、環境月間（6月）や地球温暖化防止月間（12月）に合わせて、市・市民・事業者の協働により「啓発展示」を実施します。 また、環境月間に合わせて市民環境まつりを開催します。

Ⅳ 施策の取組計画

1. 水と緑に育まれた生命みちあふれるまちをつくる

1－1.自然の生態系を守り次世代へ引き継ぐ

取組目標

- 1.水辺の自然を守る
- 2.樹林地を守る
- 3.自然の生態系を守る

農業大学校跡地活用事業			
所管	都市計画課	予算額	―円
内容	農業大学校跡地東側地域における緑地や滝島井戸を含む大谷川源流部の水辺環境に関して、保全に向けて取り組みます。 また、農業大学校跡地から流れる水路について、農業大学校跡地と一体的な保全が図られるよう県との調整を進めます。		

市民の森整備事業（重点施策3 豊かな緑・水辺空間づくりの推進）			
所管	都市計画課	予算額	1, 595千円
内容	「市民の森」は樹林地の土地所有者と市が市民緑地契約を締結し、市が一定期間その土地を管理し、市民に開放しています。また、2か所についてはボランティア団体と管理協定を締結し、下草刈りや枯れ木などの処理を適切に行い、安全性や快適性を確保し、啓発のイベントを開催します。		

緑を保全する仕組みの検討			
所管	都市計画課	予算額	―円
内容	緑の保全の手法や制度の先進事例の情報収集・研究を行います。		

アライグマ防除事業			
所管	生活環境課	予算額	6千円
内容	埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、計画的な防除対策を実施するため、関係者と連携してアライグマの捕獲を進めます。 アライグマ捕獲わなを貸与時に捕獲用のエサを補助します。		

1－2.里山の自然を活かしたふるさとをつくる

取組目標

- 1.里山の自然を守る
- 2.新たなふるさとをつくる

農地維持保全事業			
所管	産業振興課	予算額	517千円
内容	農地の有効利用を促進するため、農業法人や企業、NPO法人などによる農地利用を促進し、耕作放棄地対策を進めます。 国・県補助金である多面的機能支払交付金を活用し、農村の景観形成や休耕農地の活用を進めます。		

農地維持保全事業			
所管	産業振興課	予算額	3,000千円
内容	新規就農者及び新規就農希望者の支援を行います。		

都市農業活性化推進事業			
所管	産業振興課	予算額	3,590千円
内容	時代や現状に即した農業施策の方向性を示した「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の開始に伴い、新たな担い手の確保、農業ブランド化・消費拡大推進、観光農業推進等の施策を実施し、今後の鶴ヶ島市農業の持続的発展を図ります。		

1－3.緑の豊かなまちをつくる

取組目標
1.緑あふれるまちをつくる

花とみどりのまちづくり推進事業			
所管	都市計画課	予算額	83千円
内容	市民ボランティアによる花植え活動で緑のまちづくりを推進し、ゆとりと潤いの感じられるまちづくりを進めます。		

公園サポート制度運営事業			
所管	都市計画課	予算額	40千円
内容	市が管理する公園、緑地、広場などにおいて、自主的・自発的に清掃、花植え、緑化等の活動を行い、市民と協働による公園等の管理を進めます。		

2. 地球環境とすべての生命を守るまちをつくる

2-1.地球温暖化防止・エネルギーの有効活用に努める

取組目標

- 1.省エネルギーの取組を推進する
- 2.自動車からのCO₂排出量を削減する
- 3.再生可能エネルギーの有効活用を図る

「鶴ヶ島市地球にやさしいオフィス率先行動計画」の実践			
所管	生活環境課	予算額	－円
内容	令和2年度は、鶴ヶ島市地球にやさしいオフィス率先行動計画の第4期3年目です。平成28年度を基準年度とし、市の事務事業に関する二酸化炭素の排出量12.5%削減、コピー用紙の使用量11,986,050枚以下を目標とし、全庁をあげて取り組んでいきます。		

節電対策基本方針			
所管	政策推進課	予算額	－円
内容	政府による「節電協力要請」が示された際には、庁内における節電の協力要請、促進を行います。 節電行動の例： ・照明の間引き ・未使用エリア、未使用時間の消灯徹底 ・完全退庁日、ノー残業デーの徹底 ・庁舎エレベーター1基停止 ・緑のカーテンの推進 ・パソコンのスリープ設定、バッテリーの活用 ・クールビズ期間の延長 等		

防犯灯維持管理経費			
所管	道路建設課	予算額	882千円
内容	夜間の安心安全を確保するために設置する防犯灯について、小電力で長寿命であるLED化を推進します。 新規設置予定 32基		

緑のカーテン事業（重点施策1 エコライフの拡充による地球温暖化防止）			
所管	生活環境課、各施設	予算額	－円
内容	緑のカーテンは「地球温暖化防止」への取組のひとつとして、各種の啓発や公共施設などで率先して実施するほか、市民・事業者の家庭や事業所における積極的な参加を促して、普及拡大を図ります。		

市内公共交通運行事業			
所管	都市計画課	予算額	86,857千円
内容	○つるバス・つるワゴンの運行 年末年始（12/29～1/3）を除く毎日運行 ○つるバス・つるワゴンの運賃の一部変更 市内在住の未就学児を同伴する保護者の運賃無料化（特別乗車証の提示） ○つるバス・つるワゴン時刻表の増刷（運賃表記等一部変更） 5,000部		

エコドライブの促進等			
所管	資産管理課	予算額	－円
内容	公用車の使用にあたり「相乗り推進」や「アイドリングストップ」、「エアコン使用時における適切な温度等の調整」等を促進します。 公用車の使用を制限する【ノーCARデー】を設定します。 公用車の買い替えは、低排出ガス車・低燃費車を優先して購入します。 電気自動車の使用を推進します。		

電気自動車用急速充電器維持管理経費			
所管	生活環境課	予算額	149千円
内容	地球温暖化の防止及び大気汚染対策のために次世代自動車（電気自動車）を普及促進するにあたり、市民等が利用できるよう整備した急速充電器の管理業務を行います。		

太陽光発電システムの利用			
所管	各施設	予算額	一円
内容	○西市民センター 施設内（発電容量50kW）で発電した電力を事務室内で使用します。 ○都市施設保全課 若葉駅西口自由通路（発電容量2kW）で発電した電力を駅構内トイレの照明等で、鶴ヶ島市運動公園（発電容量3.56kW）で発電した電力を管理棟で使用します。 ○中央図書館 南面屋上に太陽光発電装置（発電容量2.49kW）を設置し、日中発電した電力を蓄電池に蓄え、夕刻に敷地内の外灯を点灯させる電力に充てます。 ○学校給食センター 1階の屋根に太陽光発電装置（発電容量10kW）を設置し、施設内の照明等に使用しています。 ○富士見保育所 1日あたり約20kWh／日の発電能力があり、施設内の電力に充てています。 ○藤中学校 施設内（発電容量10.14kW）で発電した電力を事務室、保健室及び体育館で使用します。		

2-2.資源の循環を推進する

取組目標

- 1.ごみの減量化（リデュース・リフューズ）を推進する
- 2.リサイクル・リユース・リペアーを推進する
- 3.資源の循環利用を促進する

ごみの減量と資源化

所管	生活環境課	予算額	－円
内容	ごみを減量するためには、ごみとなるものを抑制することが必要であることから、5 R の取組を引き続き進めます。 また、ごみの減量に対する市民意識向上や、資源の分別の徹底を図るため、環境月間の啓発展示をはじめ、施設見学会、生ごみ処理器キエーロの普及推進などを行い、様々な啓発活動を実施します。広報紙やホームページを通じて、5 R について市民の理解を醸成し、家庭での5 R の実践を啓発していきます。		

行政システム管理事業

所管	情報推進課	予算額	6, 4 3 7 千円
内容	プリント認証システムの活用によるミспrintの抑制を行います。 また、会議のペーパーレス化を見据えた無線LAN整備の検討など資産管理課、生活環境課、財政課などの関係課とICT活用による全庁的な紙の削減手法について検討を行います。		

公共施設におけるごみの減量化の推進

所管	資産管理課	予算額	－円
内容	リサイクル消耗品の調査を行い、現在契約している純正消耗品（インク等）についてもリサイクル製品で対応できるものがあれば、令和2年度以降の購入を検討していきます。 物品購入の際にはグリーン購入法の趣旨を踏まえ、環境配慮型製品の購入を行います。コピー用紙（PPC用紙）の使用量削減に向け、印刷する前の再確認（ミспrintの削減）、両面印刷・Two in One の励行等を職員に周知徹底します。		

野菜残さや落ち葉、給食残菜等の堆肥化

所管	学校給食センター	予算額	－円
内容	学校給食の残菜をたい肥化し、市内の農家や小中学校に提供します。		

雨水の利用

所管	各施設	予算額	－円
----	-----	-----	----

令和2年度取組計画
Ⅳ 施策の取組計画
2.地球環境とすべての生命(いのち)を守るまちをつくる
2－2.資源の循環を推進する

内容	雨水を活用し、資源の循環を推進します。
----	---------------------

3. 安心して暮らせるまちをつくる

3-1.安全で健康な暮らしを実践するまちをつくる

取組目標

- 1.水路の水質改善に努める
- 2.大気汚染・騒音・振動等を防止する
- 3.放射性物質による環境汚染を防止する

公害に関する相談の受付、情報収集

所管	生活環境課	予算額	－円
内容	典型7公害、またそれ以外の公害の相談受け、情報収集を行います。 その後、東松山環境管理事務所等と連携し対応を行います。		

公害対策事業

所管	生活環境課	予算額	3, 933千円
内容	典型7公害の内、大気、水質、騒音・振動について調査を行います。また、必要に応じ、臭気測定調査も行います。 ○水質汚濁・地下水水質調査 ○騒音・振動調査並びに自動車騒音常時監視 ○大気汚染調査 ○臭気測定調査		

浄化槽設置整備事業補助金

所管	生活環境課	予算額	7, 718千円
内容	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、既設単独浄化槽及び汲取り便槽から合併浄化槽に転換する方に対して補助金を交付します。 5～10人槽 10基		

適切な排水処理の推進			
所管	都市計画課	予算額	529,379千円
内容	引き続き、公共用水域の水質改善のため、坂戸、鶴ヶ島下水道組合が進める公共下水道の計画的な整備と水洗化の普及を促進します。		

放射性物質への対応			
所管	生活環境課	予算額	55千円
内容	市内における大気中の放射線量を把握するため、市役所庁舎地内（庭、除染土埋却場所）と市内の公園等5箇所の定点測定を行います。 また、市民が身近な生活環境の放射線量を把握することができるよう簡易型放射線測定器の貸出を行います。		

給食食材の放射能濃度の測定			
所管	学校給食センター	予算額	839千円
内容	児童・生徒たちの内部被ばく防止と保護者の不安を払拭するため、学校給食食材の放射能濃度の測定を行います。		

3－2.環境問題への広域的な取組を推進する

取組目標

- 1.近隣自治体との連携を推進する

一部事務組合における共同処理			
所管	関係課	予算額	1, 3 2 3, 9 1 4 千円
内容	廃棄物処理や資源リサイクル、上・下水道、し尿処理、斎場事業は、一部事務組合において効率的な共同処理に努めます。 ・廃棄物処理 埼玉西部環境保全組合（鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・鳩山町） ・上水道 坂戸、鶴ヶ島水道企業団（鶴ヶ島市・坂戸市） ・下水道 坂戸、鶴ヶ島下水道組合（鶴ヶ島市・坂戸市） ・し尿処理 坂戸地区衛生組合（鶴ヶ島市・坂戸市・毛呂山町・越生町・鳩山町） ・斎場事業 広域静苑組合（鶴ヶ島市・坂戸市・毛呂山町・越生町・鳩山町）		

環境事務研究会における研修・情報交換			
所管	生活環境課	予算額	1 2 千円
内容	近隣自治体と組織している埼玉県西部地区環境事務研究会等が主催する研修や情報交換を通じて、課題の改善に努めます。		

4. 人の交流の豊かなまちをつくる

4-1. 身近な環境を考える市民が育つまちをつくる

取組目標

- 1.環境学習の充実を図る
- 2.地域環境を守り、創造する

啓発展示の実施（重点施策2 協働による環境学習の推進）

所管	生活環境課	予算額	－円
内容	環境問題に対する市民意識の啓発をより一層進めるため、環境月間（6月）や地球温暖化防止月間（12月）に合わせて、市・市民・事業者の協働により「啓発展示」を実施します。		

環境教育施設「e コラボつるがしま」を活用した環境学習

所管	生活環境課	予算額	－円
内容	環境教育施設「e コラボつるがしま」を活用して、環境問題に対する市民意識の啓発を進めます。		

屋外広告物簡易除却事業

所管	道路建設課	予算額	－円
内容	道路上の電柱、街路樹、ガードレール等に貼られた違法なはり紙、はり札、立看板等を市民ボランティア（応募者を対象に講習会を受講後、市長から委嘱を受けた鶴ヶ島市違反簡易広告物除却推進員）により除却を実施します。		

道路・水辺のサポート事業

所管	道路建設課	予算額	－円
内容	市が管理する道路及び水路において、市民と行政が協力して、美化・清掃活動を行います。（花植え等も含む）		

こどもエコクラブへの支援・連携（重点施策2 協働による環境学習の推進）

所管	生活環境課	予算額	－円
内容	次世代を担う子どもたちが地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取組、活動が展開できるよう、資料等情報の提供を図ります。		

「わかば大学塾」			
所管	生涯学習スポーツ課	予算額	－円
内容	市民が講師となって講座を企画・運営する生涯学習事業 「わかば大学塾」において、次の講座を開設しています。 ○令和2年度前期 未定 ○令和2年度後期 未定		

小中学校における環境教育体制の整備（重点施策2 協働による環境学習の推進）			
所管	教育センター	予算額	－円
内容	○教科 教科（理科・社会科等）の中で環境（地球の環境問題や環境保全等）に関する内容を取り上げます。 ○体験活動 ・紙や缶のリサイクル活動 ・残飯等の生ゴミや落ち葉などを堆肥にする活動 ・学校内及び周辺に生息する動植物の観察活動 ・地域清掃活動など家庭・地域と連携のある活動 ・緑のカーテンや学校ファームへの取り組み ・節電・節水の取り組み		

地域環境美化推進員			
所管	生活環境課	予算額	－円
内容	地域環境美化推進員による地域の環境美化の推進及びごみの減量、資源化を図るため、啓発活動や分別の助言をお願いします。 ○地域環境美化推進員の職務 ・地域の環境美化の推進 ・ごみの減量、資源化を図るための啓発活動 ・ごみの排出方法などの助言 ・地域の巡回や情報収集 ・地域環境美化推進員研修会等の参加		

不法投棄物処理対策事業			
所管	生活環境課	予算額	410千円
内容	地域環境美化推進員、埼玉西部環境保全組合等からの情報提供をもとに、不法投棄物の早期回収を行うとともに、不法投棄禁止看板の配布や定期的な不法投棄防止パトロールを実施し、早期発見と未然防止に向け取り組みます。		

きれいなまちづくり運動実施事業			
所管	生活環境課	予算額	3,927千円
内容	市民・市民団体・事業者・市の協働により、まちの清掃活動を実施します。 ・春期一斉清掃 ・秋期一斉清掃		

4-2.交流・参加の仕組みをつくる

取組目標

- 1.個人や団体が参加する仕組みをつくる
- 2.人の交流・ネットワークをつくる

環境団体の活動に対する助成

所管	生活環境課	予算額	70千円
内容	市民自ら、環境の現実を正確に把握し、日々の生活で直面している課題に対して具体的な活動を行う団体「エコ鶴市民の会」に対し、補助金を交付し助成を行います。 ○エコ鶴市民の会 ・設立年月日 平成4年11月8日 ・会員数 30個人・2団体・1企業（令和2年3月31日現在） ・活動内容は「資源循環に関する事業」 「地球に配慮した暮らし方に関する事業」などです。		

情報共有・交換できる場や機会の確保

所管	生活環境課	予算額	1円
内容	環境月間（6月）、地球温暖化防止月間（12月）の啓発展示及び市民環境まつり（6月）などの催しを通じて、市及び市民団体相互の情報共有・連携を目的とした情報共有の場を設定します。		

まちづくりポイントの発行

所管	地域活動推進課	予算額	1円
内容	各課が実施する環境配慮行動の取り組みに対してまちづくりポイントを発行し、環境配慮行動の促進を図ります。 ○令和2年度まちづくりポイント発行対象事業 女性センター利用団体による施設清掃、施設美化・清掃活動、ひろげよう！緑のカーテン事業、つるがしま市民環境まつり（令和2年5月1日現在）		

1.市の概要

資料

1.市の概要

(1) 位置及び面積

鶴ヶ島市は、埼玉県のほぼ中央、都心から約45kmの位置にあり、坂戸市、川越市、日高市に接しています。交通機関としては、関越自動車道・鶴ヶ島IC（インターチェンジ）、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）・圏央鶴ヶ島IC及び東武東上線・鶴ヶ島駅、若葉駅、東武越生線・一本松駅の3駅があり、都心と結ばれています。関越自動車道・鶴ヶ島ICから練馬ICまでは約30km、首都圏中央連絡自動車道・鶴ヶ島JCT（ジャンクション）から八王子JCTまでは約40kmです。また、東武東上線・鶴ヶ島駅から池袋駅までは約40分（急行の場合）となっています。さらに、東武東上線が東京メトロ有楽町線や副都心線、副都心線から東急東横線・横浜高速みなとみらい線に相互直通運転されており、都心・横浜方面へも直結された恵まれた条件がそろっています。

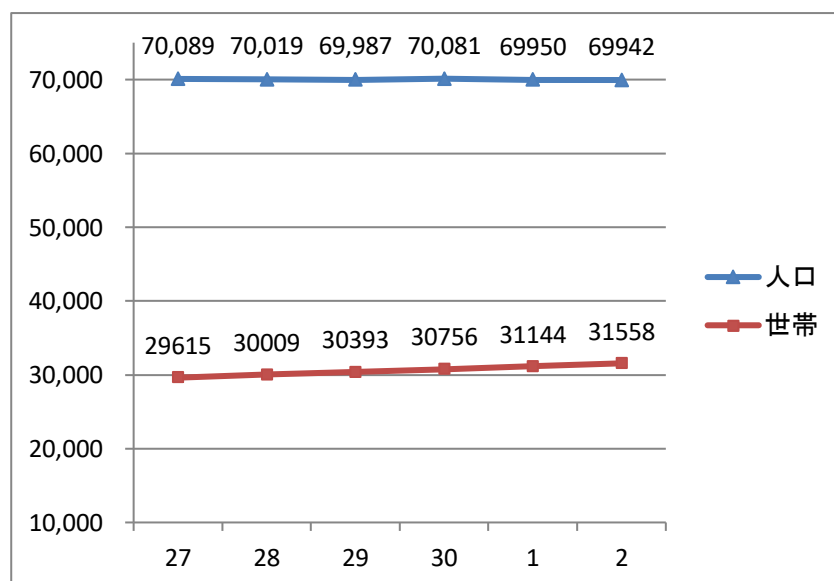
法指定から本市の位置づけを見ると、坂戸都市計画区域に指定されており、坂戸市と一体に整備すべき区域となっています。

また、首都圏整備法における近郊整備地帯に指定されており、無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域として位置づけられています。

経度	緯度	海拔	面積	広さ	
東経 139度23分35秒	北緯 35度56分04秒	40.66m	17.65km ²	東西 約6.9km	南北 約4.9km

※経緯度は、市役所の位置

(2) 人口・世帯数の推移



R2.4.1 現在

1.市の概要

(3) 地目別土地面積

単位：ha

総面積	田	畑	宅地	池・沼	山林	雑種地	その他
1,765.0	3.2	407.8	690.4	0.4	94.9	155.2	413.1

平成31年1月1日現在

(4) 都市計画用途地域別面積

区分		面積 (ha)	割合 (%)
市街化区域	第一種低層住居専用地域	102.5	12.1
	第二種低層住居専用地域	18.1	2.1
	第一種中高層住居専用地域	221.4	26.1
	第二種中高層住居専用地域	86.5	10.2
	第一種住居地域	176.2	20.8
	第二種住居地域	33.0	3.9
	準住居地域	13.3	1.6
	近隣商業地域	5.7	0.7
	商業地域	13.3	1.6
	準工業地域	39.8	4.7
	工業地域	78.3	9.2
	工業専用地域	58.7	7.0
	小計	846.8	47.8
市街化調整区域	用途地域の指定なし	926.2	52.2
	小計	926.2	52.2
合計		1,773.0	100.0

平成30年7月10日現在

(5) 自然

市内には、日光街道杉並木や樹林地など、今なお豊かな自然が残されており、その一部は、埼玉県「ふるさとの緑の景観地」の指定を受けており、また平成11年度より市民緑地制度として「市民の森」を設置しています。

①ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく指定地域

◎ふるさとの緑の景観地

名称	鶴ヶ島市高倉ふるさとの緑の景観地
所在場所	鶴ヶ島市大字高倉 13・1 他
面積	86,226 m ²
林況	杉、檜等
告示年月日	平成8年12月10日

1.市の概要

②都市緑地法に基づく市民緑地

◎市民の森

名称	第1号太田ヶ谷市民の森
所在場所	鶴ヶ島市大字太田ヶ谷 840-8 他
面積	11,304 m ²
林況	松、コナラ、エゴノキ等
告示年月日	平成12年3月1日

名称	第2号羽折稲荷神社市民の森
所在場所	鶴ヶ島市大字下新田 580-1
面積	6,928 m ²
林況	松、杉等
告示年月日	平成12年10月2日

名称	第4号高德市民の森
所在場所	鶴ヶ島市大字三ツ木 124-1 他
面積	15,791 m ²
林況	杉、檜、竹等
告示年月日	平成14年8月1日

名称	第5号五味ヶ谷市民の森
所在場所	鶴ヶ島市大字五味ヶ谷 202-1 他
面積	9,371 m ²
林況	杉、檜、竹等
告示年月日	平成15年3月27日

名称	第6号高倉うきうき市民の森
所在場所	鶴ヶ島市大字高倉 1000 他
面積	81,272 m ²
林況	クヌギ、コナラ、杉、檜等
告示年月日	平成15年10月30日

名称	第8号藤金市民の森
所在場所	鶴ヶ島市大字藤金 193—1 他
面積	10,631.33 m ²

1.市の概要

林況	クヌギ、コナラ、杉、檜、竹等
告示年月日	平成 23 年 1 月 27 日

2.公害等に関わる法令、基準等

2. 公害等に関わる基準等

(1) 大気

大気汚染物質の多くは、物質を燃焼する過程で発生します。主な汚染物質には、ばいじん、硫黄酸化物（ SO_x ）、窒素酸化物（ NO_x ）等があります。

また、二次的に生成される光化学オキシダントは光化学スモッグの原因となります。主な発生源として、工場・事業所からは硫黄酸化物、窒素酸化物等が、また自動車からは窒素酸化物、一酸化炭素等が排出されます。

なお、大気の汚染に係る環境基準については、「環境基本法第16条」の規定に基づき、人の健康の保護、及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準が定められています。

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
光化学オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

2.公害等に関わる法令、基準等

(2) 水質

水質汚濁とは、工場、事業所や家庭から排出される汚水によって、河川や湖沼の水質が悪化することをいいます。河川や湖沼は、自來水の汚れをきれいにする働きをもっていますが、汚れの量が限度を超えると汚濁が進みます。

水質汚濁の主な原因としては、各家庭からの炊事、洗濯、入浴など、人の生活にともない排出される生活雑排水が挙げられ、これらの影響が最も大きいといわれています。

なお、水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）について定められています。

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

2.公害等に関わる法令、基準等

②生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

類型	利用目的の 適応性 ※	基準値 ※日間平均値				
		水素イオン 濃度 (p h)	生物化学的 酸素要求量 (B O D)	浮遊物質 量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数
A A	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100m L 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100m L 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100m L 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E 以下の欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2mg/L 以上	—

※	自然環境保全	自然探勝等の環境保全
水道	1 級	ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
	2 級	沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
	3 級	前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
水産	1 級	ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
	2 級	サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
	3 級	コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
工業用水	1 級	沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
	2 級	薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
	3 級	特殊の浄水操作を行うもの
環境保全		国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

2.公害等に関わる法令、基準等

(3) 騒音・振動

環境基本法に基づき、「騒音に係る環境基準」（交通騒音を含む）、「航空機騒音に係る環境基準」及び「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が定められています。また、建設工事や工場・事業所などから発生する騒音については、騒音規制法や埼玉県生活環境保全条例により規制基準が定められています。

振動は、騒音や悪臭と同様に感覚公害といわれ、物的被害を生じることもありますが、一般的には心理的、精神的な影響が主体です。

①騒音・振動に係る規制基準

① - 1 特定工場等及び指定騒音工場等において発生する騒音の規制基準

区域区分		時間の区分		
		昼間 8:00～19:00	朝 6:00～ 8:00 夕 19:00～22:00	夜間 22:00～ 翌日の 6:00
1 種	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50 デシベル 以下	45 デシベル 以下	45 デシベル 以下
2 種	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域	55 デシベル 以下	50 デシベル 以下	45 デシベル 以下
3 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下
4 種	工業地域 工業専用地域	70 デシベル 以下	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下

※ 第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベル減じた値とする。

① - 2 特定工場等及び指定振動工場等において発生する振動の規制基準

区域区分		時間の区分	
		昼間 8:00～19:00 まで	夜間 19:00～翌日の 8:00 まで
1 種	下記（2種）以外の地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
2 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

2.公害等に関わる法令、基準等

① - 3 特定建設作業において発生する騒音・振動の規制基準

特定建設作業（騒音）の種類…くい打機、びょう打機、さく岩機、空気圧縮機等

特定建設作業（振動）の種類…くい打機、鋼球、舗装版破碎機、ブレーカー等

項目	区域区分 ※	騒音	振動
基準値	1号・2号	85 デシベル	75 デシベル
作業禁止時間	1号	午後7時～翌日の午前7時	午後7時～翌日の午前7時
	2号	午後10時～翌日の午前6時	午後10時～翌日の午前6時
最大作業時間	1号	10時間／日	10時間／日
	2号	14時間／日	14時間／日
最大作業日数	1号・2号	連続6日	連続6日
作業禁止日	1号・2号	日曜・休日	日曜・休日

※区域区分

1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、用途地域の指定のない地域、準工業地域、 上記の区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね80m以内の区域
2号区域	工業地域、工業専用地域

① - 4 深夜営業騒音の規制基準

区域区分	対象営業	時間の区分			
		22：00～ 翌日の6：00	23:00～ 翌日の6：00		
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	飲食店 喫茶店 ボーリング場 バレーボールセンター ゴルフ練習場 小売店 (店舗面積 500 m ² 以上) 公衆浴場 (保養を目的とするもの)	45 デシベル	音響機器の使用禁止 ただし、音響機器から発生する音が営業を行う場所の外部に漏れない場合を除く。 <table><tr><td>対象機器</td></tr><tr><td>カラオケ装置 ステレオセット その他の音響機器 拡声装置 録音・再生装置 有線ラジオ放送装置 (受信装置に限る) 楽器</td></tr></table>	対象機器	カラオケ装置 ステレオセット その他の音響機器 拡声装置 録音・再生装置 有線ラジオ放送装置 (受信装置に限る) 楽器
対象機器					
カラオケ装置 ステレオセット その他の音響機器 拡声装置 録音・再生装置 有線ラジオ放送装置 (受信装置に限る) 楽器					
近隣商業地域 準工業地域	50 デシベル				
商業地域 工業地域 工業専用地域		50 デシベル			

2.公害等に関わる法令、基準等

① - 5 屋外作業場における作業騒音の規制基準

区域区分		時間の区分		
		昼間 8:00～19:00	朝 6:00～ 8:00 夕 19:00～22:00	夜間 22:00～ 翌日の 6:00
1 種	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50 デシベル 以下	45 デシベル 以下	45 デシベル 以下
2 種	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域	55 デシベル 以下	50 デシベル 以下	45 デシベル 以下
3 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下
4 種	工業地域 工業専用地域	70 デシベル 以下	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下

※屋外作業場…

- 1 廃棄物、原材料等を保管するためにもうけられた場所（150㎡以上であるもの）
- 2 自動車駐車場（20台以上駐車できるもの）
- 3 トラクターミナル

① - 6 屋外作業場における作業振動の規制基準

区域区分		時間の区分	
		8:00～19:00	19:00～翌日の 8:00
1 種	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
2 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下

2.公害等に関わる法令、基準等

②騒音に係る環境基準

② - 1 一般地域の環境基準

地域の類型 ※	時間の区分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～翌日の 6:00
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

※工業専用地域については適用されない。

② - 2 道路に面する地域の環境基準

地域の類型 ※	時間の区分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～翌日の 6:00
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

地域の類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域、用途地域の指定のない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

② - 3 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

区分	時間の区分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～翌日の 6:00
屋外	70 デシベル以下	65 デシベル以下
窓を閉めた屋内	45 デシベル以下	40 デシベル以下

- ※1. 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
2. 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。
3. 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

2.公害等に関わる法令、基準等

③騒音・振動に係る要請限度

③ - 1 自動車交通騒音に係る要請限度

区域の区分 ※	時間の区分	
	昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~翌日の 6:00
A 区域及び B 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
A 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
B 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び C 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

③ - 2 幹線交通を担う道路に近接する空間における要請限度（特例）

昼間	夜間
75 デシベル	70 デシベル

※

1 地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域、用途地域の指定のない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2 車線とは、1 縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するため、必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。

3 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市町村道、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

4 近接する空間とは、道路端からの距離が 2 車線以下では 15 m、3 車線以上では 20 m の範囲をいう。

5 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 号に掲げる地域を、「用途地域の指定のない地域」とは、同号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域をいう。

2.公害等に関わる法令、基準等

③ - 3 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 8 : 00～19 : 00	夜間 19:00～翌日の 8:00
第 1 種 区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区域	近隣商業地域・商業地域 準工業地域・工業地域	70 デシベル	65 デシベル

2.公害等に関わる法令、基準等

(4) 地盤沈下

地盤沈下は、地盤が広範囲に徐々に沈んでいく現象であるため、大気汚染や水質汚濁などの公害とは異なり、感覚的にとらえにくい公害です。主な特徴は、被害の進行が非常にゆっくりで、被害が大きくなるまで認識されにくく、また、いったん沈下した地盤は、自然に元の高さまで復元することはありません。

県では、地盤沈下の実態を把握するため、調査を実施しています。地盤沈下は、地下水の過剰揚水が主な原因であるため、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、地下水の採取規制を行っています。また、地下水を日量 50 m^3 以上採取している工場・事業所を対象に、水の循環使用や再利用などの水使用の合理化指導も実施しています。

①法令による規制

法令名	規制される用途	規制内容	許可基準
工業用水法	《工業用水》 製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に用いるもの。	左の用途に井戸から汲み上げた地下水を使用する場合は、知事の許可を必要とします。	①ストレーナーの位置が 650 m 以深であること。(ただし工業用水法に限り、川口市、蕨市、戸田市の東北本線西側は 550 m 以深)
建築物用地下水の採取の規制に関する法律 (ビル用水法)	《建築物用水》 冷房用設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備、浴室面積合計 150 m^2 を超える公衆浴場に用いるもの。	ただし、揚水機の吐出口断面積の合計(1事業所・工場内の揚水機の合計)が 6 cm^2 以下の場合を除きます。	②揚水機の吐出口断面積が 21 cm^2 以下であること。

②埼玉県生活環境保全条例による規制

規制地域	規制方法	規制内容	許可・届出基準
第1種 指定地域	許可制	揚水機の吐出口断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計)が 6 cm^2 を超える揚水施設の利用者は、地下水の採取又は揚水施設の構造の変更には知事の許可を受けなければなりません。	①ストレーナーの位置が 650 m 以深であること。 かつ ②揚水機の吐出口の断面積が 21 cm^2 以下であること。
	届出制	揚水機の吐出口の断面積が 6 cm^2 以下の揚水施設の利用者は、地下水の採取又は揚水施設の構造の変更をしようとする30日前までに知事に届出しなければなりません。	①モーターの定格出力は 2.2 kW 以下であること。 かつ ②地下水の採取量を1日当たり最大 50 m^3 以下とすること。
第2種 指定地域	届出制	揚水機の吐出口の断面積が 6 cm^2 を超える揚水施設の利用者は、地下水の採取又は揚水施設の構造の変更をしようとする30日前までに知事に届出しなければなりません。	揚水機の吐出口の断面積が 21 cm^2 以下であること。

※ 鶴ヶ島市は、第1種指定地域の規制が適用されます。

※ 非常災害等公益上の目的、農業用及び水産養殖業には特例があります。

2.公害等に関わる法令、基準等

(5) 悪臭

悪臭は、悪臭防止法に基づき、規制されています。

悪臭防止法では、特定悪臭物質による物質濃度規制と臭気指数による規制方式があり、鶴ヶ島市は、平成18年10月1日に物質濃度規制から臭気指数による規制に変更となりました。

これは、においを無臭空気で薄めていき、においが感じられなくなったときの希釈倍率（これを臭気濃度といいます）を求め、その常用対数に10を乗じた数値である臭気指数で判定する方法です。この測定方法では、原則6人の人が実際に自分の鼻で行い、臭気判定士（国家資格）を持った人の監督のもとに行われますので、精度は十分に確保されます。

この測定方法の特徴としては、物質濃度規制では規制されなかった多様な「におい」の物質ばかりでなく、複合臭（複数の物質が混ざり合ったにおい）への対応も可能となります。

また、においの程度がイメージしやすく、悪臭に対する被害感覚と一致しやすいことが特徴です。

規制基準の設定にあたっては、においの強さを0の「無臭」から5の「強烈なにおい」まで6段階にわけて表示した「6段階臭気強度表示法」を基に臭気強度、2.5から3.5に相当する臭気指数を敷地境界線における基準の範囲として地域の自然的、社会的条件を考慮して定めるとされています。

また、臭気指数による規制基準の設定にあたっては、従来の物質濃度規制基準との整合を図ることとし、物質濃度規制基準と同様の臭気強度に対応する臭気指数の範囲を設定することを基本としています。

鶴ヶ島市に適用される悪臭規制基準値

地域の区分	臭気指数
下記以外の区域	15
農業振興地域	18
工業地域 工業専用地域	18

※ 臭気指数=10×Log₁₀（臭気濃度）

臭気濃度とは、人間の感覚で臭気を感じることができなくなるまで希釈した場合の倍数。例えば、100 倍に無臭空気で希釈したときに臭気を感じなかった場合には、臭気濃度 100 の臭気という。

鶴ヶ島市 令和元年度 環境報告書

編集：鶴ヶ島市市民生活部生活環境課

〒350-2292

埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木 16 番地 1

Tel 049-271-1111

Fax 049-271-1190



ミャンマーホストタウン